
平成22年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第3日）

平成22年6月10日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成22年6月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大面一三	21番 井 尻 治

欠席議員（1名）

22番 小 中 昭

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西田紀子	主 査	木 上 恵 理

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	森 榮 一	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市民部長 兼国保医療課長	西 村 良 平	福祉部長 兼福祉事務所長 兼子育て支援課長	永 塚 則 昭
農林商工部長	神 田 衛	土木建築部長	山 内 明

上下水道部長	井上修男	兼住宅課長 教育次長	東野裕和
会計管理者	小寺貞明	八木支所長 兼地域総務課長	川勝芳憲
日吉支所長 兼地域総務課長	榎本泰文	美山支所長 兼地域総務課長	小島和幸

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

まず日程に入るに先だって、ご報告をいたします。小中昭議員から、本日、欠席の旨、連絡がありましたので報告をいたします。

以上で報告を終わり、よって、ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（井尻 治君） ただちに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、12番、廣瀬孝人議員の発言を許します。

廣瀬孝人議員。

○議員（12番 廣瀬 孝人君） 改めまして、おはようございます。議席番号12番、南風クラブ、廣瀬孝人でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。明確で的確な答弁をお願いしたいと思います。

はじめに、有害鳥獣対策の計画的な推進について。平成21年度の南丹市における農林業に対する被害は大変深刻であり、特に鹿による被害は4,200万円を超えていますし、被害防止のために、田んぼや畑の周りに電気柵や網を張り巡らせていることなど、費用や手間を加えると膨大なこととなります。また本年の捕獲計画によりますと、鹿の捕獲を2,200頭あまり考えておられますが、昨年の実績は計画どおりに至っていないと聞いていますし、猟友会への支援も十分な状況と言えません。このことは南丹市のみならず、近隣市町村の課題でもあり、京都府農林課におかれましても重要な問題であり、早期解決が喫緊に求められています。本市の美山地区では、数年前より捕獲した鹿肉の特産化に力が注がれ、府とタイアップして鹿肉の処理場を設け、京都大学などと提携し、鹿肉の料理やレシピの提案等の積極的な取り組みがなされてまいりました。私自身も美山大野において、鹿肉の活用と地域産業の創出について話をさせていただき、付加価値をつけることなど、一定の方向もお示しをさせていただきましたが、その後、そ

れほど進んだ様子はありません。また産業建設常任委員会の中で聞きましたが、鹿肉の多くが未処理のまま廃棄となっていることは、大切な自然の恵みを活かしきれていないと思います。とりわけ初夏は、鹿肉のおいしい時期だけに、もったいない特産品の廃棄処分ではないでしょうか。しかし、良質な鹿肉を常に提供できる体制づくりが大切で、2カ所しかない処理施設では、捕獲してから運ぶうちに肉質が悪くなる可能性があります。ひところ、特区がもてはやされましたように、鹿特区を設けてみてはと思うのでございます。処理できる場所、簡易処理施設が設置できれば、肉の品質を保つことができるのではと思います。また食材として提供できる鹿肉の処理技術講習会などをハンターの方々に受けていただき、鹿肉の供給体制を整えていき、製品開発や販路開拓を併せて取り組んでいくためには、行政のバックアップが欠かせないものと思います。そこで、市長にお願いしたく思いますことは、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例にのせて、鹿肉活用開発プロジェクトチームを結成していただけないでしょうか。市長は、この4年間に多くの事業やイベントに積極的に参加してこられました。自分たちの地域は自分たちの手でつくるを肌で感じてこられたことが、地域の未来を創るという政策の表れだと思います。市民の持っている知恵と行動力、行政の持つ情報力を合体させることで、南丹市のまちづくりが住民皆さんにとって身近に感じられ、地域事業等への職員の積極的な参画になると思います。市長は鹿肉について、トレサビリティーの問題をご指摘されましたが、鹿肉は草食動物ですので、加工品として提供すれば、非常に危険が少なく安心・安全であります。猟友会の方々や市職員、市議、市民等でチームをつくることにより、地域の雇用や産業振興にもつながり、有害鳥獣対策から有益鳥獣活用の糸口を見出せるものと考えます。市長のご所見をお聞きいたします。

次に、公立南丹病院のサービス向上について、お伺いいたします。

本市における医療機関で公立南丹病院は464床の病床数を備え、年間入院者数は12万5,925名、年間外来者数は22万9,635名を数え、1日の平均外来者数は945名であります。また、ドクターヘリの運行や産婦人科医の配属、診察予約制の導入や院内保育所の設置等もご計画をいただき、患者の利便性の向上や病院運営の健全化にご努力をいただいておりますことに、心から感謝しているところでございます。しかし、実態の中では初診はもちろんですが、再外来の患者は、受付後に各診察室前の待合席において、自分の名前を呼ばれるのを待っておられます。いつ名前を呼ばれるのかわからないため、トイレにもゆっくり行けない状況もあります。ましてや体調が悪く、じっと座っていることも大変なときに、車の中等で体を休めながら診察順を待つことができないだろうかと考えるときに、外来患者呼出システムの導入が不可欠と思います。外来患者呼出システムとは、操作機による簡単な操作で、受診カードを持つ外来患者さんをメロディとバイブレーションで呼び出すことができるシステムです。市長が提案されている、安心な未来を創る政策は人の命を守り、高齢者や障がいのある方たちの安心を身近に感じていただくことにあると思います。ある病院では、外来患者呼出システムの

導入がなされ、患者一人ひとりが診察になると、バイブと音で順番を知らせるようになっていきますし、好評であると聞いています。医療施設のサービス向上は、これからの病院経営にも影響があると思いますし、不便を取り除くことは、患者のリスクを少なくすることにもなり、健康促進に密接につながると思います。また患者のプライバシー、名前呼び出しの保護や静かな病院の実現は、職員の負担軽減が早急に求められる時期がきているとも思います。当病院でも導入に向けての検討が必要になるとと思いますが、市長のご所見をお伺いします。

以上、2点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは、廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣、鹿肉の活用についてのご質問をいただきました。

議員ご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、有害鳥獣の問題というのは大変、まさに悩ましい問題というふうに思っております。大変厳しい被害状況の中で、農林水産業、これの活性化を図る中で大きな障害になっておるということで、本市におきましても、この対策というのを充実に努めておるところでございますが、ご質問の中でおっしゃっていただきましたように、とりわけ鹿による被害というのは甚大でございます。今、この捕獲の面、そして防御の面ということで、それぞれの施策が行っておるところでございますが、特に捕獲の面におきましては、南丹市猟友会の皆さん方の、まさにお心におすがりする中で、この施策を推進しておるということで、21年度も1,321頭を捕獲をいただいたということで、このご理解や、また、ご尽力に対しまして心からなる敬意を表する次第でございますけれども、このお話のございました鹿、ほとんどが廃棄をされておったのを何とかしなければならないというふうなことで、平成18年度、京都府の補助事業によりまして、美山地区をモデルにしまして鹿肉利活用事業を始めたわけでございます。こういった中で、先ほどのご質問にもございましたが、鹿を森の恵みという位置づけの中で、鹿肉を有効に利活用できるかということで、南丹森の恵み利活用専門協議会を設立した中で、行政、猟友会、そして地元の料理人の皆様方や食肉加工業者の皆様方をはじめ、ご関係の皆様方のお力で、鹿肉の促進、料理方法の講習、廣瀬さんもその講師としてお世話になったということで感謝を申し上げる次第でございますけれども、ようやく今日までのご活動により、京都美山鹿ジビエというふうな名前まで付けていただいて、今、美山町内の旅館、飲食店などで鹿肉料理を提供できるキャンペーンも開催いただいたところでございます。こういった中で20年度に入りまして、知井地区におきまして鹿有効利用プロジェクトが地域住民の皆さん方主導で設立いただいた中で、この活動を進めていただいております。今、ご提案のございましたお話でございますけれども、私どももやはり関係住民の皆さん方の今

日までのご活動、これは大変重要なことだと思っております。また、こういった中で京大、またKBSさん、こういったところとも連携をとりながら、鹿肉カレーというようなものを作っていただくなど、それぞれご努力をいただいております。また、若干話は変わりますが、猪肉につきましても関係の皆様方が「みてきて丹波」というふうな形で猪肉利用についても、それぞれご尽力たまわっておる。まさにこれは野生鳥獣対策にとっても新たなる展開の中でございますので、私どももこの皆様方のご努力、このことがやはり恒久的な形で、どのような形で展開できるのか、まさにこれは農林水産業の振興にもつながることですし、また地域活性化のためにも大いに、大きな意義あることだと思っております。ご提案のございました市民参加と、また協働の推進、この条例の制定をする中で、今、推進計画を進めております。まさにそれぞれ今日までのご活動を基盤といたしまして、これからどのような形で皆さん方とともにこういうふうなプロジェクトに取り組んでいけるのか、こういうふうなことも積極的に我々も参加していきたいというふうに考えております。今、私は専門でございませんで、トレサビリティーの問題というのは気になるというのは、実は、やはり食の安全という部分、この辺の確保をしないと、なかなか困難な問題もいろいろございますし、こういうことも含めて、専門家の皆さん方のお知恵やお力もお借りしながら、さらにこの活動が推進できますように、私ども市としても、努力をいたしてまいる所存でございますので、また、ご理解や、また、ご尽力も賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

とりわけ有害鳥獣捕獲の問題、この問題につきましても当初申しましたように、猟友会の皆さん方のご尽力に頼っておるという状況ですので、今日までの施策だけでいいのか、これからまだいろんなことが検討されておりますけれども、実際にどのような形を推進していかなければならないのか、これは十分に検討し、早期に実施しなければならない課題であるというふうに認識しておりますので、ご指導や、また、ご協力を賜りますことを併せて、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、公立南丹病院の外来患者の皆様方の呼出システムについてのご提案を賜りました。私が申し上げるまでもなく、この公立南丹病院、多くの患者さんが毎日訪れていただいております。まさにこの京都中部地域における中核病院としての機能を果たしておるわけでございますので、私もその管理者を務めさせていただいております関係上、この患者さんのサービス向上、利便性の確保、こういうふうなことにつきましても、日々気にいたしておるところでございますし、また病院内におきましても、それぞれ努力をいたしておるところでございます。ご紹介もいただきましたけれども、予約システムの導入の中で受診時刻の指定を行ったことから、好評をいただいておりますけれども、救急搬送の患者さんが突然おいでになる。また、それぞれの診察の時間がずれ込んでくるということで、ただいまご質問の中でおっしゃっていただきましたような現象も生じておるのも事実でございます。これにつきましては、大変病院内でも

苦慮しておるといふ現状にあるわけでございますけれども、この外来患者の呼出システムというのはご紹介いただきましたように、バイブレーション等の子機などを持っていただくことによって、順番がどこにおってもわかるということになっておるのですけれども、ただ、病院外に出られれば通じないということもございまして、また待ち時間の短縮にはつながらないという、こういったことも実はあるわけでございます。ただ、やはり待ち時間を有効に使える。また、いつ呼ばれるかというその時間というようなことを有効に活用できるというふうなことも、当然、利点としてあるわけでございます。病院においては、あまりその声は、まだ届いてないということでございましてけれども、今日このようなご提案をいただきましたので、これからの課題として検討をしなければならぬと思っております。私どもも病院の実務をいただいております関係の皆さん方のご意見や、また患者さんのご意見などを聞きながら、より良いサービスの向上に、そして、より良い受診環境づくり、こういうことを念頭において日々努力いたしておるところでございますので、また忌憚のないご意見を賜る中で、より良いものをつくっていきたいというふうに考えております。そういった中で、まさに地域の中核病院としてのさらなる充実が図れるよう努力してまいりますので、ご理解や、また、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

廣瀬孝人議員。

○議員（12番 廣瀬 孝人君） ありがとうございます。有害鳥獣対策におかれましては、昨日の森嘉三議員の市長のやります宣言を早速にいただいたというふうに受けとめさせていただき、大変嬉しく思っております。また、担当の部長様をはじめ、私自身も参画をいたしておるので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また病院の件でございますけれども、前向きに考えていくとのお声をいただき、大変ありがたく思っております。南丹病院では梶田院長をはじめとする事務長等の職員の方々のご努力によって、経営の健全化が大きく進んでおりますことも、この21年度の決算報告を見させていただき、感謝を申し上げるところでございます。ますますご努力を賜りますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（井尻 治君） 以上で、廣瀬孝人議員の質問が終わりました。

次に、3番、林茂議員の発言を許します。

林茂議員。

○議員（3番 林 茂君） おはようございます。議席ナンバー3、公明党、林茂です。議長の許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

はじめに、この度、宮崎県口蹄疫の甚大なる被害に際し、被害地域の皆様方に心からお見舞い申し上げます。宮崎県は別名、日向、太陽の国と言われております。太陽のよう

に闇を照らし、一日も早い解決がなされますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、4月に短期間ではありましたが、公明党女性局がわが市をはじめ、京都府内で女性のガン対策の強化充実を求める署名と、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める二つの署名に取り組み、南丹市で女性のガン対策の署名に2,431名、ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの署名に2,229名、京都全体として、それぞれ19万6,310名、19万3,963名の方が協力してくださいました。早速、代表から5月13日鳩山前首相、長妻厚生労働大臣に皆様の声をお届けし、対応に出られた長浜副大臣から「皆様の要望をしっかりと受け止め、制度充実へ努力するよう大臣にも伝えます。」との答えをいただきました。そこで、まずはじめに、昨年、女性特有のガン対策として、無料クーポンの配布が実現し、全国的に検診率の向上に大きな効果を挙げ、前年比で乳ガン14%アップ、子宮頸ガン9%アップ、南丹市でも乳ガンの検診率がアップし、早期治療、早期発見につながったとの声を聞いています。本年度、この事業における国の予算が3分の1に削減されましたが、南丹市では、ほぼ昨年並みに実施されると聞いています。今、20代から30代の若い女性に急増している子宮頸ガンは、国内で年間1万5,000人が発症し、そのうち23%に及ぶ3,500人もの方が死亡されている恐ろしいガンです。この予防ワクチンは日本で昨年10月に承認され、12月から販売されました。特に接種が効果的とされるのは、小学校6年から中学校3年生の若い世代であります。現時点では任意接種、全額自己負担で、半年間で3回の接種が必要で、費用は合計5万円前後となり、経済的理由から断念する人もいとみられます。少子化が進む中、せっかく宿った胎児ごと子宮摘出しなければならぬケースもあり、悲しく、誠に残念であります。子どもたちの未来を思い、若い命を守るためにも、予防ワクチン接種費用に対する公費助成が必要と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、細菌性髄膜炎について。細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取りつき、炎症を起こす病気で、国内では年間1,000人が発症し、そのうち50人の方が死亡、救命できても25%にあたる方が脳に後遺症を残して苦しんでいます。発症は生後3ヵ月から5歳ごろまでが多く、70歳以上でも多いとされ、警戒すべき感染症です。原因菌の6割がヒブ菌で、2割を肺炎球菌が占めています。何よりも迅速な診断と適切な治療で重症化を防ぐことが大切ですが、早期には風邪と見分けるのが難しく、重症化してしまうという事例も少なくありません。そのため、ワクチンで細菌性髄膜炎を予防することが大事になります。病気の原因となるヒブ菌は、せき、くしゃみで飛び散ることによって感染が拡大し、保育所、幼稚園など、集団保育での感染が多いと言われます。100ヵ国以上の国で利用されているヒブワクチンの接種を受けると、喉などにヒブ菌がつかなくなり、感染拡大の抑止効果も高い。しかし、1回あたりの費用は7,000円から8,000円で、必要とされる4回分の接種費用は3万円と高額。一方、小児用肺炎球菌ワクチンは今年2月に販売が始まり、1回あたりの費用は約1万円で、必要とされ

る4回分の接種費用は4万円と高額です。どちらも任意接種で全額自己負担のため、子育て家庭にとって経済的負担が大きいことも接種率の低い原因とされています。細菌性髄膜炎で、大切な子どもを亡くされた遺族から、「ワクチンを接種していれば」との悲痛な声を聞くにつけ、予防することで救われる命は守らなければいけないと痛感いたします。誰もが安心して医療を受けられるためにも、公費助成の流れをつくるのが大事だと思いますが、市長の答弁をお伺いいたします。

次に、公立小・中学校の耐震化工事についてであります。全国の公立小・中学校の校舎や体育館で、耐震化工事の必要なものは、昨年4月時点で2万5,000棟とも言われています。子どもたちが1日の大半を過ごす場であり、災害時には地域住民の避難場所ともなる学校。わが市においても、昨年までに10棟が耐震性有りと、また耐震補強済みとなっています。今年度の国の耐震予算は、命を守る予算との掛け声とは裏腹に、5,000棟分の要求額に対し、半分以下の2,200棟分、1,032億円でした。公明党の国会質問で、耐震化に後ろ向きな内閣の姿勢を厳しく追及し、予算減額の撤回を迫る中、前首相は予算編成の不備を認め、4月6日閣僚懇談会で公立小・中学校の耐震化を早急に進めるための予備費の活用や、学校の授業に影響を与えない夏休み期間の耐震化工事の実施に向けた、速やかな予算執行を文部科学大臣に指示しております。この耐震化を急げば、安心が得られるだけでなく、地域経済の活性化にもつながります。わが市には、まだ大規模な地震に対し、建物の倒壊、または崩壊の危険性があるIs値0.7未満の小・中学校の校舎や体育館もあります。児童、生徒の命を守るためにも、一刻も早い耐震化を推進していくことが大事だと思いますが、本年度の耐震補強工事の現況及び今後の取り組みについて、市長、教育長の答弁をお伺いいたします。

最後に、船井郡衛生管理組合火葬場についてであります。築40年経過する中、老朽化が進み、暗い環境、狭くて急勾配の階段等、多くの課題や問題を抱えています。昨年9月25日付の新火葬場建設の早期実現を求める決議書及び提言書が提出されていますが、その後の取り組みと建設実施に向けての市長の所見をお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは林議員のご質問にお答えいたします。

まず、子どもと女性の命と健康を守るための予防医学の充実をとということで、ご質問をいただきました。私が申し上げるまでもなく、今、医療の中で予防医学の拡充というのは大きな課題であるというふうに私も考えております。こういった中で、ご質問の中でもいただきましたように、女性特有のガンの検診の充実、これは市としても図ってきたところでございますけれども、ただいまご質問にございました子宮頸ガン、ヒブ、また肺炎球菌予防接種ワクチン、これの公費助成の問題、このことは大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。それぞれのワクチンにつきましての特性に

ついて、また金額等についても詳しくお述べいただいたわけでございます。私どもも近畿の市長会におきまして、実は国に対して要望をいたしております。と申しますのは、昨年、新型インフルエンザ、これの予防接種、この問題につきましても、どこが負担するのか、これは幸い弱毒性だということで大きな問題にはなりませんでしたが、万一、強毒性の場合、本数の確保の問題もございましたが、やはり、その金額は、誰が負担するんだということは大変大きな課題となっておったところでございますし、また、今ご指摘のございましたように、ヒブワクチンの問題等も生じてきておるわけでございますし、こういった中で近畿市長会といたしまして、国に対しまして、これまでの新型インフルエンザ、また以前にも課題となりましたBCGの接種の問題、また定期予防接種が事実上、中止されておった期間に月齢に達した日本脳炎の予防接種の問題、こういった様々な問題について、やはり法定接種という形があったわけでございますし、これをやはりきちっとした形で行うことによって接種がしやすい環境をつくるのが本来の姿ではないかということで要望いたしております。こういった中で、国のほうからは厚生科学審議会の予防接種部会において、この接種費用のあり方等について、予防接種全体の論議の中で検討するということになっておるわけでございます。昨年来のインフルエンザのときも、大変この点について市としても苦慮いたしたところでございますし、また、このことにつきましては、先ほど申し出になったような新たな課題として生じてきておるわけでございます。ただ、1点、子宮頸ガンの問題についてのワクチン接種、その4回だけで済むのか、抗体としての持続性がどうなのかという課題もあるように聞いております。こういうようなことも含めて考えながら、また国に要望しておる中で、今、検討されておる、この推移も踏まえながら、検討をしなければならない課題であるというふうに考えております。また、それぞれの市町村、今、京都府内では無いわけでございますが、全国の市町村の中で、これにお取り組みをいただいておりますという事例もお聞きしておりますので、こういったことも参考にさせていただきながら、検討をしなければならない課題だというふうに考えておりますので、ご理解を、また賜りますようお願いいたしますというふうに存じる次第でございます。

次に、学校耐震の問題でございます。今年度の政府予算の中での状況、また前総理が指示をされたというふうなことで、私どもも承知しておるわけでございます。当然、子どもたちの安全確保のために、この学校耐震の推進というのは大きな課題でございますし、私どもも計画を策定する中で取り組んでおるところでございます。また詳細につきましては、教育長のほうから答弁させますけれども、こういった国の対応に十分対応し、早期に完了するように努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、火葬場の課題でございますが、昨日のご質問の中でも若干申し上げたところでございます。ご承知のような、ご質問にありましたような現状の中で、昨年の9月の南丹市議会におきまして、新火葬場早期建設を求める決議が採択されまして、船井郡衛生管理組合に対しまして提言書が提出されました。組合におきましても昨年度、火葬場施

設整備基本計画が作成される中で、近日中に組合議会に対しましても報告される予定というふうな状況になっております。これを受けまして、今後、候補地の早期選定、また詳細な検討に取り組んでいくという形で、組合のほうも進めておるところでございます。この課題につきましても、この南丹市議会におきましても多くのご意見を賜っておるところでございます。市といたしましても、大変大きな課題であるというふうに考えておりますし、また私どもで構成します組合におきましても基本計画を作成いたしましたところでございますので、積極的な推進を図っていかねばならないというふうに考えております。今後、候補地の選定等それぞれご論議を賜らなければならないことが多々生じるといふふうに思いますけれども、積極的に建設に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力を賜りますことをお願いいたしまして、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） おはようございます。林議員のご質問にお答えをいたします。

小・中学校の耐震化工事の現況と今後の取り組みについてであります。議員ご指摘の公立学校施設の耐震化等への対応に係る総理大臣指示につきましては、府教育委員会を經由いたしまして4月19日に本市にも情報提供として届いたところであり。本市におきましては、耐震診断の結果、補強が必要とされたI s 値の低い施設から順次耐震補強を進めてきておりまして、昨年度から国の平成21年度補正予算の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして、本年度に予定しておりました八木小学校及び殿田中学校校舎、並びに美山中学校体育館の耐震補強工事を前倒しをいたしまして、今年の夏休み期間を中心として、早期に工事が完了できるように繰越承認もいただきまして、目下鋭意工事を進めているところであります。八木小学校及び殿田中学校につきましては8月末に、美山中学校につきましては、9月中旬に完成予定であります。これらが完成しますと、大地震に対しまして、倒壊の危険性が高いと言われておりますI s 値0.3未満の施設につきましては、全て耐震補強が完了することとなります。今後におきましても耐震診断結果に基づきまして、工事によります学校教育活動への影響が最小限にとどまるように配慮をさせていただきながら、耐震補強が求められております議員ご指摘のI s 値0.7未満の施設について、順次耐震化の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

林茂議員。

○議員（3番 林 茂君） 子宮頸ガンの件なんですけれども、また女性特有のガンで長野県の軽井沢の町が本当に政府から出ていた5歳刻みのという形ではなしに、20歳以上全女性に昨年も、また本年も乳ガン、子宮頸ガンの無料検診を実施されると、こうい

う形で、本当に前年比、子宮頸ガンでもう4倍の結果を出し、そしてまた乳ガンの方も3.4倍の増加を図ることができたと、こういう形で事例もありました。本当に軽井沢は観光というか、そういう形で財政豊かという、そういう思いでやっているのではありません。おっしゃっておられるのは、全女性対象の検診は結果的には財政にもプラスに寄与すると。早期発見、早期予防は医療費の抑制、また軽減につながるという、こういう観点から、また逆に発見が遅れて、長期の療養、また手術、そうした場合、本人だけではなくに家族の心の負担は当然のことながら、医療費も一人あたり数百万円になるという観点からいけば、外国の方でもいくつかの国が、先進国で公費助成という形は進んでいるんですけれども、オーストラリアであるとか、またイギリスであるとか、この国では12歳になった女性全員にワクチンの投与をすると、こういうやり方を行っておる。日本で12歳の女性全員、約60万人いらっしゃるという形で、ワクチン、もし接種した場合、費用としては210億円ぐらいの費用がかかると。それによって発症数は4,000件、そしてまた死亡者数も1,200人も減らすことが可能になると。こういう試算も出ております。そして、治療にかかる医療費は170億円、そして、それ以外で間接的に生じる労働力の損失などを含めれば、230億円、合わせれば400億円近くもかかる。それが予防することによって、190億円も削減することができると、こういうことも言われております。本当に短期間ではありましたがけれども、これだけ多くの方が協力してくださるといことは、切実にやっぱり求めておられると、こういう思いが強いのではなからうかな、このように思っております。先ほども本当に取り組みの姿勢も聞かせていただきました。

あとは最後になりますけれども、昨日も市長答弁で、同僚議員さんの質問で、京丹波町・船井郡衛生管理組合と詳細の検討にこれから入るところだと、こういうご答弁をいただきました。特に質問の中でもありましたけれども、場所の選定が、まずもって大切ではなからうかと、こういう話がありました。例を出すのは悪いですがけれども、沖縄の普天間でも、本当に受入れ地域の住民との話し合い、これが本当に大事になってくるのではなからうかと思っております。また、ここらあたりが難航すれば、さらに長引く可能性も出てくるのではなからうかなと感じもいたします。また早期実現に向けて、本当にスピーディな取り組みを期待したいと思っております。差し当たって、これがもう近々にできるという形であれば、要望は控えようと思っていたんですけれども、少し長引くような形に見受けられますので、特に今、多く声聞かせていただいているのは、暗い、もう少し照明で明るくはならないか、場所自体が。それと急勾配の階段、もう少しなめらかな形で、特に最後のお別れにいくという、そういう方は高齢者の方、また足の不自由な方等も大勢いらっしゃいますので、あの点なんとかならないかと、こういう声をよく聞いております。この点に関して、市長の見解をまた聞かせていただければと思います。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁を申し上げます。

ただいま予防医学、医療、この点につきまして、ご指摘をいただきまして、私もそのとおりだと考えております。これは財政面だけのことを申すのではなく、やはりこのことに力を入れることによって、それぞれ市民の皆さん方がご自分の健康に対して、意識をしていただく、このことが病気の予防にもつながりますし、ひいては元気な皆さんが多くなるということでございますし、財政面にかかわらず、この予防医療の充実ということは、大きな課題であるというふうに思っております。先ほど申しましたインフルエンザワクチンの際もそうでしたが、また女性特有のガン検診、こういうふうなことの進め方につきましては、とりわけ医師の問題を含めましての医療機関との連携というのは、大変大きな課題でもあります。こういうふうなことも十分踏まえながら、また専門家の皆様方のご意見を賜りながら、より良きものを構築していきたいと思っておりますし、本来、やはり法定接種ということをして国のほうでしっかりと定めていただく。こういった中で費用分担をどのようにやっていくのかというのが、国全体としても私は大きな課題であるというふうに考えております。このことを踏まえながら、この課題にも取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また火葬場の問題、これはもう長年にわたる大変大きな課題でございますし、また今、階段の問題、また暗いという問題、それぞれ休憩所の施設の問題や待ち時間の問題等々、この議会におきましてもそれぞれご指摘をいただいております。その現状の改善につきましては、それぞれ組合のほうに声も届けまして、その改善に対しても努力をいたしておるところでございます。本日頂戴いたしました階段の問題、また暗いというような問題、これも当然組合のほうに届けまして、その改善策についても検討しなければならないと思っております。これは新火葬場の建設とは、また別の問題でございますので、まずは、この現状の施設の改善についても取り組まなければならないと思っております。貴重なご意見を賜りましたことに感謝申し上げます、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で、林茂議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は、午前11時といたします。

よろしく申し上げます。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、高野美好議員の発言を許します。

高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 日本共産党市議会議員団の高野美好でございます。議長の許可を得ましたので、佐々木市長に質問をいたします。

いよいよ佐々木市政2期目がスタートをいたしました。しかし、先の市長選挙での佐々木市長の得票率は50.9%と、前回の得票数から669票が減りました。約半数の有権者が佐々木市政ノ一の1票を投じた結果となったわけでありまして。2期目のスタートにあたり、合併しての4年間はどうであったのか、しっかりと検証をすることを市民は求めていると考えます。まだ4年しか経っていないのだから、合併効果は長期的に見ないとわからないと言われるかと思いますが、それは、まやかしだと考えます。その証拠に、昭和の大合併の検証は、ほとんどが合併後5年以内に発表をされております。5年を経過をしますと、その後の変化が合併の影響なのかどうか、判別しにくくなるからであります。今やらなければ、将来もできないことは間違いございません。今、はっきりしていることは、合併自治体は合併後10年から15年を過ぎますと、財政的に極めて厳しくなることでもあります。それは地方交付税の合併算定替えの特例期間が終了するからであります。本市の場合、現在の試算では、一本算定となる平成33年には、地方交付税は約14億円、率にして2割減額をされます。本年度の予算198億円からみますと7%が減額をされることになるわけでありまして。その頃になりますと、合併を受け入れた第一線の人たちの多くは、市長も我々議員も職員も現役を退いていることになるだろうと思えます。将来の南丹市民のためにも、平成の大合併とは何だったのか、今こそ検証をすべきだと考えます。私は検証にあたっての三つの視点を提起をいたします。その上に立って、具体的な施策を打ち出すべきであり、その施策を行うにあたって、今回、改正をされました過疎地域自立促進特別対策の活用も、一方法であるのではないかとこのことを提案をさせていただきます。

まず合併検証について、三つの視点を提起をいたします。第1の視点は、今の財政危機をどう見るかであります。バラ色に描かれた合併協定は、ことごとく反故にされ、新市建設計画はもの見事に絵に描いた餅となったわけでありまして。行財政基盤の強化のため、つまり合併しなければ財政は破たんすると大宣伝をして合併をいたしました。合併してもお金の見通しが立たない、今後も厳しい財政状況が続くわけでありまして。総務省の合併担当者が口走ったように、合併は究極の行革でありました。職員を減らし、人口の少ない周辺部の施設・サービスを整理をし、中心部に集中させ、経費の節減、歳出をカットする、財政の論理から言えば、そうなります。しかし、財政の論理だけでは理念ある自治体は生まれません。計画どおりに進まないことが誰の目にも明らかになってきた。このことを認めた上で、住民生活をしっかりと守りながら、どう立て直すのかをはっきりと示さなければなりません。

第2の視点は、行政と市民との関係についてであります。合併して面積も人口規模も大きくなり、行政が遠くなった、サービスが低下をしたというのが圧倒的な市民の評価

であります。政策形成過程と行政執行における住民参加と民主主義をどう保障するのか。高齢者サービスなど福祉行政をどうするのか。また、まちづくりをどう進めるのか。職員と住民とがお互いに顔の見える関係をつくり上げるための方策を示す必要があります。

そして、第3の視点は、中心部と周辺部との地域内格差をどう見るかであります。今議会でも多くの議員から、バス交通網対策の具体化、中学校給食の実施についての質問が出されております。これらは会派を越えた、いわば市民の切実な要求であります。市長が言われる真の南丹市をつくり上げるためには、地域内の格差を解消をしなければなりません。

以上、三つの視点を大切にしながら、合併検証をしっかりとやった上で、それでは地域をどう立て直すのか、どう振興させるのかをしっかりと示す必要があります。二つの具体策を提案をいたします。

まず第1は、自治の仕組みをどうするのかであります。現在は、行政改革の名による経費削減に迫られて、住民に希望と展望を与えておりません。宮崎県綾町の元町長でありました郷田実氏が「まちの活気は住民の活力である」と言われました。住民が仕事に、暮らしに目を輝かしている地域には活力があるわけであります。行政と住民とが顔の見える関係、すなわち住民との協働をしっかりと構築する必要があります。私は、美山町の地域振興会制度を全市に広げるべきだと、一貫して主張をしております。3月の議会でも住民協働を進めるための三つの条件整備、一つは自治組織を制度的に保障すること。二つ目には、そこへ職員が参加をし、住民とともに考え行動すること。三つ目に、これらの活動を財政的に保障することを提起をさせていただきました。今、まさに旧町村よりも狭い地域での地域活動の主体形成が急がれていると思います。また集落やNPO法人、民間法人なども参加をする新しい自治の仕組みが必要だと考えます。3月に制定をされました市民参加と協働の推進に関する条例の具体化をどう進めるのかが問われているわけであります。第2に、地域経済の振興策であります。世界経済危機の影響が日本全土を覆っています。当面する景気対策、雇用対策とともに、産業、就業に関する中長期的な構造政策を構築することが必要であります。食料の地産地消対策や地元産木材の有効利用対策など、第一次産業の振興策を立てるべきだと考えます。そして、最後に、今、提起をした三つの視点と二つの施策を具体的に進める上で、今回、改正をされました過疎地域自立促進特別対策を市民の生活向上のための事業と位置づけ、市町村計画の策定にあたっては住民参加のもと、組織づくりも視野に入れ、住民が主人公のまちづくりを計画の主眼にすべきだと考えます。過疎地域自立促進特別措置法の改正案は、3月10日参議院本会議で全会一致で可決成立をし、4月1日から施行されました。過疎法は1970年以来、全会一致の10年単位の議員立法として4次にわたって制定・施行されてまいりましたが、今回はじめて6年の延長拡充という形をとりました。

今、過疎地は安全・安心な食料の供給源、都市住民への安らぎの場などの役割がクローズアップをされる一方で限界集落化など、深刻な実態が浮き彫りになっております。

本市も例外ではありません。過疎法は、人口減少が著しく、財政力も低下をした過疎地域で最小限のサービスを確保していくための特別の支援を行うもので、ますます重要となっています。今回の立法化にあたっては、支援の内容が大きく拡充をされました。これまでは、過疎債は施設整備とそのための出資に限られておりましたが、過疎債の対象をソフト事業にも広げたわけであります。ソフト事業とは地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業であります。具体的に言いますと、スクールバスや路線バスの運営支援、バス通学児童・生徒への補助、医師・看護師確保のための支度金貸付や奨学金制度、自治組織への支援などであります。総務省が立ち上げました新たな過疎対策の推進に向けての研究会の中間報告書案では、産業振興など、10分野のそれぞれの方向性や事例を示しております。今議会も多くの議員から、住民要望に基づく施策の具体化が提案をされております。私は、そのほとんどが本事業の対象になると認識をいたしております。市町村計画、これから策定をされると考えますが、計画の策定にあたっては、今までのような机上のプランではなく、住民を巻き込んだ真の過疎対策計画をつくり上げるべきだと考えます。もちろん過疎債といえども借金であります。南丹市の将来に禍根を残すような使い方を戒めるべきだということ、当然のことです。市町村計画づくりを通じて、住民との協働を推進し、住民が主人公のまちづくりと住民組織をつくり上げ、顔の見える関係と住民と行政との信頼関係の構築を図るべきだと考えます。

以上、合併検証の三つの視点と、その検証結果に基づく二つの施策、さらに住民ニーズに応えた具体的な施策をどう構築していくのかを提起をさせていただきました。

それぞれについて、市長のご所見をお伺いをして、1回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは高野議員のご質問にお答えをいたします。

市政1期目の検証について、どうだったのか、評価というお言葉、また合併の評価というお言葉がございました。このご質問につきましては、私は3月議会でも詳しく答弁させていただいたとおりでございますけれども、まず、この4年間につきましては、私は、まずは合併した南丹市においては旧町からの継続事業、いわゆる今日まで4町が進められてきたまちづくり、これを南丹市において引き継いだものについては、一日も早く完了をすることが必要であるという考え方から、このことに全力を尽くしてきたところでございますし、私なりに一定の継続事業については目途がついた、また完了した分もございまして、整えられたというふうに思いますし、こういった中で南丹市としての基盤づくりが一応整ってきたというふうに考えておるところでございます。また合併の検証というお言葉がございましたが、私は行政の中で、この4年間携わってまいった中で、やはり新しいまちを築いていくこと、このことによって、この検証がそれぞれの市民の

皆様方がなされるものだというふうに考えておるところでございます。また、こういった中でただいま申しましたように、この4年間を基盤といたしまして、これからの南丹市としてのまちづくり、私は真のまちづくりというふうに表現をいたしておりますけれども、南丹市総合振興計画を策定した中で、その取り組みを進めてきたところでございますけれども、これをより着実に推進していくことが大きな課題であるというふうに考えております。また、こういった中で周辺部と中心部との格差というお話がございましたが、このことにつきましても合併協議で様々な取り組みを検討され、CATVなどの情報基盤整備の推進、また道路交通網等、また鉄道の複線化の実現、それぞれの事業につきましても、このことを念頭においた取り組みであったというふうに考えております。こういった中で、財政の問題につきましてのご指摘をいただいたわけでございますけれども、当然、現在の地方自治体を取り巻く環境というのは大変厳しいものがございまして、また、何度も申しておりますけれども、将来的に国と地方自治体との関係、この辺がまだまだ構築されていない、このような不透明な状態であることは何度も申し上げておるとおりでございます。しかしながら、今、市政を預かるものとして、やはりしっかりとこの辺を踏まえながらも財政の安定化、基盤づくりにも取り組んでおるところでございます。こういった中で、今、ご提言のございました財政の健全化の長期的に安定させる課題、こういうふうなことも含めまして、南丹市総合振興計画に基づきまして、しっかりとまちづくりを続けていくことが、私に課せられた責任であるというふうに認識をいたしておるところでございます。こういった中で、今、市民参加と協働の推進のまちづくり、これを条例化した中で、今、これからの実行するための計画策定に取り組んでおるところでございますが、当然、これから市民の皆様方とともに力を合わせてまちづくりを行っていく。今、ご提言のございましたように、住民の活力、言い換えれば地域力とも言えますが、これをしっかりと守っていくことが、また育てていくことがこれからの地方自治体にとっても大きな役割であるというふうに考えておるところでございます。こういった中で、京都府におきましても、地域力再生プロジェクト支援事業等々の様々な施策も打ち出していただいております。これとも連携をしながら、地域力の向上のために努力をしていかなければならないと考えておりますし、また地域に元々ございます農林水産業の振興、私は先のこの議会の当初の中でもお話をさせていただきましたが、やっぱりこれからの四つの施策ということの中にも一つの条項の中で、産業の未来を切り開くための施策、これを推し進めていくということも申しておるところでございます。やはり、今あるそれぞれの素晴らしいものをしっかりと守り育てていくことが、地域の活力にもつながると思っておりますし、このことをやはり市民の皆様方とともに取り組んでいく、このことが大事だというふうに思っております。高野議員からは、以前から地域振興会を全市で繰り広げてはというご提案を賜っておるわけでございますが、自治の形というのは、それぞれの旧町におきまして、また同じ町内におきましてもそれぞれの仕組みの中で、市民の皆様方が守り育ててこられた形態がございまして、一括して

この形をというふうな押しつけということはできないわけでございますし、やはり私は、この地域の活力というものをそれぞれの地域の皆様方がお考えいただく。こういった中で、市がどのようにともにやっていけるのか、この仕組みということは大変難しい部分があるというふうに考えております。この形、やはりそれぞれの地域の特性に合わせた地域コミュニティを大切にしながら、仕組みづくりにも努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。こういった中で大変厳しい社会状況、また我々南丹市を取り巻く社会経済状況もあるわけでございますけれども、しっかりと私は、市民の皆様方が元気をもてる施策の推進のために、それぞれ努力をしていく必要があるというふうに思っております。

次に、過疎地域自立促進市町村計画についてのご質問をいただきましたし、様々なご提案を賜ったところでございます。このことにつきましては、ご質問の中でもございましたように、今6年延長という形の中でソフト事業を含めたそれぞれの拡充も図られたところでございます。現在、京都府におきまして過疎地域自立促進方針というのを策定中だというふうに伺っておるところでございます。国との協議をこれから進められる。また7月中には、その方針及び計画が決定される見込みであるというふうに承知をいたしておるところでございます。現在、市といたしましては、それぞれの事業要望について取りまとめを行っておる段階でございます。今後、府の方針に基づきまして、市町村計画を検討し、京都府との協議調整を図りながら、できるだけ早い時期に策定を目指したいというふうに考えております。と申しますのは、22年度、今年度の過疎債の対応が可能な時期に、この計画につきましては議会にお諮りしたいというふうに考えておりますので、早急にこの府での方針が決定されましたら、市としての計画の立案に精力的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。こういった中で、当然、府の方針が出され、それに沿いながら、もちろん住民の意向に基づく総合振興計画を基本として、その整合性を図りながら、市町村計画の策定を行うということが基本になるわけでございます。この法の趣旨というのを十分踏まえる中で、市内全体が過疎地域とみなすという要件に合致し、みなし過疎という指定されておる南丹市、この現状の中で、それぞれの課題の把握、それに対する対策、これが重要な観点になるわけでございます。こういった意味では、それぞれの地域がもつ資源や特性を活かしながら、対策を講じることが重要であるというふうに基本的に考えております。ただいま、お話もございましたように住民参加の組織づくりを含めて、ソフトの面での施策も新たに組み込めるということになってまいりましたので、この仕組みも含めて構築していかなければならないというふうに考えておるところでございます。こういった中で、やはりこのことを南丹市内にあります、それぞれの特性や、また資源も十分活かしながら、この過疎計画の着実な振興に努力をしていかなければなりませんし、こういった中で先ほど申しましたように、住民参加と協働の推進ということを条例も制定させていただきまして、こういった方針で、これらの施策の推進にも取り組んでまいりたいというふう

に考えておりますので、今後のご理解やご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず合併の検証についてでありますけれども、佐々木市長、3月議会でもしっかり検証したと、こういうことでもありますけれども、私が言っているのは行政として、やっぱりしっかりと検証をしていただきたいということでもあります。前の議会でも毎年決算期に出されます行政実績の報告書にも、そういうことは一切触れられていないわけでありませう。先ほど質問をしましたように、15年した段階では、もちろん私も議員の職にはいないわけでありませうし、多くの人がいなくなるわけでありませうから、その時点で将来に生きていく南丹市民が「なんでこんなになったんや」と「どうしてなんだ」というふうなことが言われぬように、こうこうこうだから、こうなったんだということをしつかりと検証をしていただきたいという意味で申し上げているわけでありませう。その辺での検討がされるのかどうか、再度お聞きをしておきたいと思ひます。

それから財政問題でありますけれども、これは大変厳しくなることは、はっきりしているわけでありませうので、今後の行財政運営しっかりとやっていただきたいと、こんなふうに思ひますけれども。厳しい、厳しいということに住民にすぐに返っていくようでありませうけれども、これでは、市政運営上はまずいというふうに考えませうので、しっかりと住民にも説明をしながら、その理解を得て、どう進めていくのかということをしつかりと進めていただきたいと思ひております。そういう点では、自治を小さなところでどうつくっていくのかということが一つのキーになるかというふうに思ひわけでありませう。私、美山町の振興会制度そのとおり全市につくれと、こういうふうに言っておるということではないわけでありませうで、もちろん、それぞれの地域ごとに自治の形は変わりますけれども、いわゆる住民が主人公になれる自治の形、これを構築をしてほしいのだということでありませう。これは市民が考えることだ言えば、それまでですけれども、南丹市行政として、この地域はこうすべきだと、こうあるべきではないかということをしつかりと提言をするぐらいの指導能力が必要だと思ひます。そのためには、やっぱり市の職員がしっかりとその地域に入って、一緒に考えると、こういうことをしっかりとやっていただきたい。このことを訴えておきたいと思ひます。

それから過疎法の関係でありますけれども、大体22年度の過疎債が活用できる時期ということですから、おそらく9月か、12月には市町村計画が定められると、こういうことだと思ひます。しかし、この計画をどういう形でつくり上げていくのか。私、指摘しましたように机上のプランでいいのかどうか、この辺どのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、過疎債といえども後年度に住民負担がかかってくる借金でありますから、

むやみやたらに膨らませるということは、控えなければならないと思いますけども、まだ、はっきりしてないかもわかりませんが、限度額が設けられるようでありますので、本市の1年度あたりの過疎債の限度額、どれぐらいになるというふうに思っておられるのか、そういう限度額配分があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それと同時に過疎債の活用、特に今回、ソフト事業にも配分できますよと、こういう法改正がやられたわけありますから、今度の計画、ソフト重点の計画をつくるべきだと、私は考えていますけども、その辺について、どのようにお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一つは合併特例債との関係です。過疎債6年延びましたので、合併特例債と過疎債の切れる期限、ちょうど一緒になるのではないかと思いますけども、その辺の活用策。毎年、起債残高を増やさない、減らす方向でやるんだと、こういうことでやられているわけですけども、その辺の起債の利用の仕方、どのように考えておられるのか、お聞きをして、2回目の質問といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず合併の検証ということでございましたが、私自身、先ほども申しましたように、ご答弁を申し上げた次第でございます。今ご質問では行政としての検証ということでございましたが、私自身はその責任者として検証をいたしているところでございます。全体的にそれぞれの合併についてのお考えというのは、あると思います。しかしながら、4年間のこの行政を行ってきた私としての検証は、ただいま申し上げたとおりでございますし、それぞれ市民の皆様方、議会の皆様方のご論議をいただくことが、この検証につながってくるというふうに考えておるところでございます。

次に、合併特例債のお話でございましたが、ご質問の中でこれまでも机上のというふうなお話でしたが、机上でない、机上であるという判別というのは、どのようにつけるわけでしょうか。私は大変この疑問があるご質問だというふうに認識をいたしております。当然、先ほど申しましたように、それぞれの地域の実情、それらを踏まえながら、それぞれ今、要望事項につきましても取りまとめをする中で、新しいソフトも含めた過疎法の趣旨に則り、また府で示される方針、これの計画、これとの整合性を図る中で、我々としてもこれまで南丹市としての総合振興計画というのを推進する中で、この制度が延長されたわけでございますので、この活用、これは十分に新しい趣旨も図りながら、より良きものを構築していくということが大事であるというふうに考えておりますし、当然、市民の皆さん方のご意向を踏まえながら、このことを構築していくということが大事であるというふうに考えておるところでございますし、また今後そのような趣旨に沿って進めていかなければならないと思っております。今、そういうふうな計画の概要を、今、これから構築しなければならぬわけでございますし、本当にこの6年間でどれだけ、どのような配分で使っていくのか。また先ほども申された、ご質問の中で

もあつたように、起債ということになるわけでございますから、合併特例債との活用、これら、やはりそれぞれの条件や基準、こういうふうなことを合わせながら、また私たちの南丹市の財政状況、当然、起債制限比率ということが課題となるわけでございますけれども、こういったことを踏まえながら、このことに取り組んでいく、このように考えておるところでございます。

先ほど申しましたように、22年度の過疎債の活用も念頭におきながら計画の策定を進めていくという、やはり6年間という限られた期間でございますので、このこともでき得る限り有効に活用していくということを念頭において、考えていかなければならないと思っております。今、この作業を進めておるところでございますので、具体的な内容につきましては、この方針等が定まる中で詰めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（井尻 治君） 今、答弁がありました。過疎債の限度額、わかりましたら。

松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 過疎債の限度額でございますけれども、今、計画を策定するという現段階におきましては、その試算についてはできていないということで、ご理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（井尻 治君） 高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 最後になりますけれども、合併検証ですけど、市長がやっているからいいんだということですけども、私は将来の市民が見てもわかるようなしっかりしたものを、やっぱりつくっておかないとだめだというふうに思うんです。全国的には、この合併が本当に良かったんだと、手放しで喜べるんだというふうな総括をやっているところというのは、ほとんどないわけですから。財政は良くなると言ったけど悪くなったと。新市建設計画をつくったけれども、そのとおりにいかない。こういう問題点をやっぱりしっかりと検証をしておかないと、禍根を残すんだと、こういうことを言っているわけでありますので、その辺でどうするのか、また考えていただきたいと思っております。

それから過疎債の関係です。過疎計画の関係ですけど、机上のプランというのは言い過ぎかも知れませんが、私、今度の計画づくりは今までのようなハード事業、箱物だけではなしにソフト事業にもしっかりと対応できますよと、こういうことでありますから、先ほどから何回も言っていますように、せつかく住民との協働を進めるんだと、こういうことを言われているわけでありますから、本当にこの計画づくり、住民を巻き込んで、住民とともに作り上げる計画、住民が主人公の住民のための計画づくりをやっていただく。もちろん財政厳しい中でありますから、どんどん、どんどん何もかもやりますよと、こういうことにならないわけでありますけれども、こういう計画づくりを通じて、住民も行政に参加をしてくる。こういうことが私は可能になるのではないかなと思っているわけです。今の市長の答弁を聞いていますと、行政と住民が信頼を取り戻す

というようなことには到底考えられない、こんなふうに思っていますので、どうか今後の計画づくりに活かしていただくことを要望して、時間きましたので質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（井尻 治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 合併の検証という言葉は、大変抽象的でございまして、私には、その検証というのはどういうふうな形で行政がすべきだということが理解できないわけでございます。私自身、今日までの4年間の市政を預からせていただいた中での総括的なお話は3月議会、また今議会でもさせていただいたとおりでございますし、これからこのことを南丹市総合振興計画の中で、より良きものにしていく、このことを市民の皆様方とともに構築していくということが市政の柱だというふうに認識しております。

もう1点、行政と市民の信頼を取り戻すというご表現がございました。私は今、市民の皆様方の信託を受けながら行政を預からせていただいておりますという認識でございます。これは大変、まさに聞き捨てならない言葉だというふうに考えておりますので、この点につきましては議事録にしっかりと残していただきたいと思っております。以上です。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で高野美好議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は、午後1時といたします。

午前11時40分休憩

.....

午後12時59分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に14番、橋本尊文議員の発言を許します。

橋本尊文議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） 皆さん、こんにちは。議席14番の橋本尊文でございます。冒頭にあたり、佐々木市長におかれましては、4月に執行されました市長選挙で再度当選の栄に浴されましたこと、心からお喜びとお祝いを申し上げます。今後は4年間の実績と経験を礎にされまして、真の南丹市の構築を目指し、精力的な活動の展開をしようとされております。大いに期待をさせていただくとともに、より一層の強いリーダーシップで市政運営に携わっていただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まずは、スポーツの振興についてであります。この問題は、私が議員として初めて参画した議会で質問をいたしました。4年間を経過した現在、初心に立ち返り、再度質問をいたします。私自身も長年にわたりスポーツに関与をしてきました。その時々において、様々なスポーツを経験をし、現在も現役として活動している分野もあります。それ

だけにスポーツの大切さ、果たす役割の重要性については、深く認識をいたしておるところでございます。スポーツは関わる人々の健康保持、心豊かな感性、相互理解と社会の連携に大きく寄与し、幅広い人間性を培ってくれます。同時に観戦をしますか、観て楽しむという側面もあります。多くのスポーツが隆盛を極め、明日にも開催をされますサッカーワールドカップで、私たちは、また、わが国チームの一挙手一投足に一喜一憂をする中、一体感とか、あるいは連帯感を楽しみ、ストレスの解消を図ろうとしていることは、その最たる例であります。このようにスポーツは多様な効果があり、私は、スポーツは社会の潤滑油であるというふうに考えています。他方、少子高齢化社会の進行している現在、地域スポーツ、生涯スポーツの新たな価値の創出も求められています。現在の核家族化、少子化によって子どもたち同士の仲間意識、あるいは連帯意識の希薄さ、また欠如といったものが顕在化をしてくれています。一つの競技を通じて、目的を同じくする者がともに汗をかき、語らい、友情を深め、心豊かな人間性を育むということは、子どもたちの健全育成には、スポーツは有効な手段であります。また高齢化社会の到来は生涯スポーツ、地域スポーツに大きな意味をもってきました。南丹市においても高齢化率は27%と、全国平均よりもかなり高く、今後もその進行に拍車がかかることが予測をされます。それゆえに高齢者の健康保持、社会参加による生きがいづくりといったものは、行政の重要かつ喫緊の課題であります。この視点に立つとき、スポーツ振興は高齢者の豊かな生活を支える側面を有し、健康保持に大きく貢献をしてくれるものであり、同時に医療費の抑制という大きな相乗効果も期待できます。このようにスポーツの効能は様々な分野において顕著であります。佐々木市政も2期目を迎え、真の南丹市の実現に向けまして、子どもの未来、安全の未来を重点施策に掲げられていますが、スポーツ振興もこの問題に大きくかかわってこようかと思えます。市長のスポーツに対する考え、施策に対する位置づけ、具体的な対策について伺いたいと思えますし、また教育長の見解も伺いたいと思えます。

次に、スポーツ振興に関連をいたしまして、具体的な提案として、専用野球場の設置について伺います。

スポーツは競技である以上、技術力の強化は必須の事項であり、その向上があつてこそ競技全体の裾野が広がり、発展をするものであります。そのためには、しっかりとした環境整備といったものが大切な要素となります。現在、南丹市では社会人軟式野球連盟、ソフトボール連盟あるいはスポーツ少年団として、中学学童のチームがそれぞれ数多く結成をされ、練習に励み、試合を通じて技量の向上に切磋琢磨しています。しかしながら、環境面では、満足な状況とは言い難いものもあります。恒常的なグラウンド不足が顕著でございます。各チームともそれぞれに苦慮する中で調整に調整を重ね、対処している現状であります。一方、それ以上に積年の課題であり、願望であるのは専用野球場の設置ということでもあります。野球をする際に野球場というのは直接的効果があるということはもちろんでありますけれども、やはり精神的支柱となるべきものであり、

適切な環境のもとでプレーすることで、一層のレベル向上につながるものであります。隣接地における亀岡市でも設置がされております。野球では、日本においてはメジャーなスポーツであり、球場の設置はその波及効果も期待できるものであります。特に公認球場としての規格を備えることができ得るならば、全国高校野球の地区予選大会の誘致も可能となり、ほかにも様々な活用方法が考えられます。南丹市を全国に発信する基地として、また南丹市の発展に大きく寄与してくれると思います。将来の展望をした中で、市長、教育長の見解を伺いたいと思います。

2番目に、1級河川桂川園部天神川広域河川改修工事の進捗状況と完成後の公園としての整備についてであります。

この工事は、京都府の河川改修事業であります。園部町内において、天神川が狭小のため、増水時の疎通能力が極めて低く、たびたび浸水被害が発生をしてきました。しかし、両岸に民家が密集をし、既存護岸の拡幅が困難なことから、バイパスとなる放水路トンネルの設置をしようとするものであります。工事は着々と進捗をし、平成21年度はトンネル貫通後の分水施設などの工事が進行をしてきています。この工事は、中心市街地の浸水被害の解消を図るためには大変意義深いことであり、近隣住民からは早期の完成の切望をされています。現在の工事の進捗状況と予定どおりの完成の可否といったものを伺いたいと思います。

また、この工事に関しまして、第1期工事の民間地買い上げ区域、あるいは第2期工事の暗渠上部地域一帯は、京都府と南丹市の管理地、あるいは所有地というふうになっています。面積も広く、立地として公園整備用地としては最適であります。当該工事完成後、この用地を活用した環境整備の一環としての公園の設置ができないものかと考えるところであります。特に地元美園区においては、今日まで公園がない状況であり、地域住民の憩いの場、子どもたちが伸び伸びとくつろぎ、活動のできる場は必要不可欠であります。この場所は広さ、立地、環境などの諸条件を兼ね備えた最適の場所です。住民の健康、福祉の観点からも必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、園部駅西口にレンタルサイクリング車の設置についてであります。

山陰線の園部までの複線化は平成22年3月に完成をいたしました。私たち住民は、その利便性を実感をしたところであり、徐々にではありますが、乗降客も増加してきていると聞かるところであります。南丹市発展のためには、複線化を契機として多方面、多角度からの総合的考察といったものも必要とされるところであります。私はその一端として、園部駅西口にレンタルサイクリング車の設置を提案をさせていただきたいと思っております。現在、JR発着時間帯にぐるりんバス等の市営バスの運行本数は少なく、また合致をしていないという指摘もあります。来訪する方々の利便性向上のため、また南丹市観光の一助の手段として、この事業の創設を求めたいと思っております。幸いにして、園部駅西口には市営の自転車駐輪場があります。この既存施設を利用すれば、予算的にも軽

微な支出で対応ができると思われます。南丹市が来訪者、観光者にとって優しい対応、積極的姿勢を示す施策であると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、橋本議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ振興につきまして、ご質問をいただきました。

南丹市におきましても総合振興計画において、生涯充実して暮らせる都市をつくることを目標といたしておりまして、その施策の一つに、スポーツ・レクリエーション施設の充実、また活動の振興を掲げておるところでございます。また議員、ただいまのご質問の中でおっしゃっていただきましたけれども、市内各地におきまして、生涯スポーツ、競技スポーツ、地域スポーツ、市民スポーツ、ジュニアスポーツとそれぞれの言い方がされるわけでございますけれども、ご関係の皆様方のご尽力の中で大変活発なご活動をしていただいておりますということは、大変ありがたく存じておるところでございます。こういった中で、今、地域総合型スポーツクラブの設立というようなこともお取り組みをいただいておりますということで、感謝いたしておるところでございます。こういった中で、私どももこのスポーツの振興ということを大切なことだというふうに思っておりますし、さらにこのことを充実していかなければならないというふうに考えておるところでございます。また、こういった中で私どもも、旧町それぞれのまちで様々なスポーツ施設・設備の設置をいただいております。また利用者の方からは、それぞれのご要望、たくさんお寄せいただいております中で、私どもも、その施設の整備と言いますか、改善ということにつきましても、今日まで様々取り組んできたところでございます。一例をあげますと、園部においては多目的運動場のナイター施設の修繕、またスポーツセンターの屋根、また八木においては運動公園グラウンドのナイター、スポーツフォアオールなどの修繕を行ってまいりましたし、日吉におきましては興風体育館の屋根や殿田グラウンドのナイター施設の修繕、美山におきましては、長谷運動公園野球場の改修等々行ってきたところでございます。たくさんの施設があるにはあるわけでございます。こういった中でそれをご活用いただく中で、より良い活用をしていただきたい、積極的な活用をしていただきたいということで、これからも取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。また、そういった中で、今ご提言のございました専用野球場の設置という件でございますけれども、ご承知のように旧園部町におきまして、園部町運動公園のスポーツ広場、この際にもこのお話がございまして、先ほどもご質問の中でございました公認球場というレベルの高い部分のご要望もございます。また、その部分というのは大変難しくございまして、専用野球場、市内におきましても美山に長谷の野球場、美山町において自然文化村のグラウンド、また日吉においての五ヶ荘野球場、それぞれ野球の専用グラウンドとしてあるのには、あるわけでございますが、この公認球

場という部分については、大変レベルの高い部分で、これからの施設運営等も考えながら、考慮しなければならない課題であるというふうに存じておるところでございます。体育施設全体の管理運営につきましては、教育委員会のほうで行っておりますので、このあと、また教育長より答弁をさせたいと思いますけれども、基本的にそれらの施設をどのように有効に、また、より良き状況で使っていただけるのか、これは市としても努力をしていかなければならないというふうに考えておりますし、それぞれ利用されている方からのご要望も常日頃から聞いておりますので、これについては努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、天神川のバイパス放水路の件につきまして、ご質問をいただきました。

ご質問の中でおっしゃっていただきましたように、京都府において天神川においての疎通能力が低いことから、この工事に取り掛かっていただいております。これと併せまして、園部川の通水断面の確保、このことについても園部川の改修に、併せて取り組んでいただいておりますのが現状でございます。ご質問にもございましたように、平成20年5月から天神川のバイパス放水路につきましては、トンネルの掘削工事に着手いただきまして、今年の3月に完成をいたしたところでございます。今、その取り付け水路なり、分流施設の工事の進捗を図るということで完成に向けて、お取組みをいただいておりますけれども、供用開始の問題につきましては、やはり下流にあります園部川の改修、この部分について、今、その整合性を図る中で行っておりますところでございます。予定どおりのということでございましたが、天神川の関係については、22年度完成目途ということでお取組みをいただいておりますけれども、園部川の改修事業と併せても通水という形になるというふうに聞かせていただいております。私どもといたしましても、できるだけ早い完成に向けて、府とともに努力をしていっておりますところでございます。今、園部川につきましても八木町地内、桂川合流地点から上流へ1.6キロが完成、また、その上部にございます園部駅前橋から下流部へ550mが完成しております。今、自動車学校前付近の船井郡衛生管理組合、それから自動車学校、この付近が550mが未施工ということになっておりまして、今、用地補償等も進めながら進捗を図っていただいております。これも含めまして早期の完成に向けて、私どもも府と連携をしながら努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解やご協力を賜りますことをお願いをいたす次第でございます。

また、工事後の跡地につきましての問題、平成13年にこの関係におきまして、旧園部町に役立ててほしいということで、ご寄附を賜ったところでございます。工事の途中ということもございまして、現状そのままになっておるわけでございます。この活用につきましては、様々なご意見もお聞きする中で考えていかなければならない、検討していかなければならない課題であるというふうに思っております。ただ、都市公園という部分で、今、ご提案があったわけでございますけれども、近隣と申しま

すか、二本松公園なり、また園部公園が隣接しておるといふ状況もございます。ただ、こういうふうな場所を地元の方のご意向も伺いながら、どのような形で活用させていただくのかということも当然、有効な活用ということが大事ですので、検討をしていきたいというふうにご考えておるところでございますけれども、都市公園ということになりますと、なかなか周辺のところにあるということもございまして、私どもの掲げております緑の基本計画によりましたら、ほぼ今の状態で充足しておるといふ数値にもなっておりますのも事実でございますので、この辺も踏まえながら、検討をいたしていきたいというふうにご思召でございます。

またJR園部駅のレンタルサイクルの設置について、ご提案を賜ったところでございます。私どもも、観光という面、またJR利用者の皆様方のその後の移動手段という意味におきまして、それぞれ市役所のほうにもお問い合わせもございまして、特に観光につきましては商工観光課にお問い合わせがよくあるわけでございます。こういった中で、バスの案内、タクシーの案内、また中には、レンタカーというのはどうなんだというふうなお問い合わせもいただいておりますけれども、実は自転車、レンタルサイクルというのは、あんまりお話しがないような、実は状況がございまして。またレンタルサイクルの場合、市内におきましては美山町の観光協会において、自然文化村、また、かやぶきの里等で貸し出しを行っていただいております。また日吉町の交流センターとして、日吉駅において、このレンタルサイクルがあるという現状があるわけでございますが、利用状況というのは、そんなに高くはないというふうな現状がございまして。しかしながら、今、ご提案のいただきましたように、観光とともに、また市役所をはじめとする移動手段としてもどうなのかということもございまして、今後の検討の課題にしなければならないというふうにご思召しております。今、とりわけ自転車というものは部分的な要素もございまして、手軽に活用できるという面もございますので、この点については今後、検討をいたしたいと思召いたします。答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

公認の専用野球場の設置についてということでございますが、市長答弁にもございましたとおり、市内専用野球場といたしましては、いずれもナイター施設はございませんけれども、美山の長谷運動広場野球場と日吉の五ヶ荘野球場がございまして、他の施設につきましてはサッカーなど、他のスポーツ活動も可能な多目的の総合グラウンドということでございます。このうち長谷運動広場野球場につきましては、昨年度、地域活性化経済危機対策事業を活用いたしまして、内野部分の土の入れ替えによる舗装改修ですとか、あるいはマウンド整形、三つのマウンドがございまして、そのいずれも整形工事など水はけを良くし、利便性を高める改修整備を行ったところでございます。教育委員会といたしましては議員ご指摘のとおり、スポーツ活動が市民生活に潤いと温も

りをもたらすものであり、また健康増進にとっても大きな寄与を果たすものであるというふうに考えております。また併せて、競技スポーツの重要性についても十分認識をいたしているところでございますけれども、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツも重視したまちづくりを推進することも大切であるという観点に立ちまして、このような既存施設の活用と改修ということに努めているところでございます。従いまして、新たな公認の専用野球場の設置ということにつきましては、将来的な研究課題とさせていただきます。当面は他の体育施設を含め、より多くの市民の方々に利用していただだけ、しかも使いやすい施設となるよう各種要望にも対応させていただきながら、引き続き、きめ細かな改善、改修に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

橋本尊文議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、スポーツの振興ということについてでございますが、ただいま市長からも答弁もありましたが、また過日の6月1日の議会冒頭におきまして、提案説明の中でも今後の市政運営につきましては、総合振興計画を基軸にして展開をしていくというふうに言われたところでございますし、その第1章におきましては、スポーツ施設の充実と、あるいはまたスポーツ活動の振興ということがしっかり明記をされておられるところでございます。また具体的な重大課題といたしまして、市長は子どもたちの未来、あるいは安全な未来をつくるというふうに言われました。青少年の健全育成あるいは高齢者の方々の安心して暮らせる生活の重要性といったものをうたっているわけでございますし、そういった観点に立ちましてのただいまの答弁であったかというふうに思っておりますし、スポーツに対する意識と理解といったものは、十分認識をさせていただいたところでございます。スポーツにおきましては、やはり行う者のやる気と熱意といったものも大切でありますけれども、環境整備ということに関しましては、これはやはり行政の責務であろうかというふうに思っております。住民の方々の思い、願いといったものをしっかり受け止めていただきまして、より積極的な活動の展開を期待させていただきたいというふうに思いますし、また現在の少子高齢化社会におきましては、単なるスポーツの振興というのではなくて、やはり福祉の観点と言いますか、福祉の連携といったものを含めた中で、施策遂行も行っていかなければならないかと思っておりますが、そういった部分につきまして伺っておきたいと思っております。

それから、公認グラウンドの新設ということに対しまして、大変厳しいご意見も伺ったところでございますけれども、京都府におきましても、多くの自治体といったものがこういった球場を持たれております。私の知るところによりますと、公認ではありませぬけれども亀岡市あるいは綾部市、また福知山市、舞鶴市、宮津市というふうに多くの

自治体がもっているわけでございます。これらの地域におきましては、やはり単なるスポーツの振興ということだけではなくて、地域の活性化ということにも努めているわけでございます。また北部地域におきましては、高校野球の地区大会といったものも開催をされておられまして、大いに地域の振興にも役立っているところであろうかというふうに思います。この口丹波地域と言いますか、この周辺におきましては、亀岡に球場があるわけではありますけれども、この球場は両翼が80mということで公認の基準には達していないところでございます。もし南丹市におきまして97.5mという公認球場を持つことができるならば、やはり様々な高校野球の地区大会は当然のこととして、様々な大会の誘致といったことが可能となってきますし、これは単なる体育の振興だけではなくて、地域の活性化にもつながってくるものであろうかというふうに思います。こういった観点から、もう一度伺いたいと思います。

また公認球場ということに関しましては、既設の施設の補修拡張という考え方もあるわけでございます。現在の南丹市園部町城南町には園部公園スポーツ広場があるわけですが、これは多目的グラウンドといたしまして、様々な競技で活用されております。この主たる目的であります野球場というのは、第三種社会人軟式野球場ということでございますけれども、これにはまだ拡張する余地が残されているところがございます。こういったグラウンドを活用する中での公認グラウンドの設置ということについても、少し考えることができないものかというふうに提言をさせていただきたいと思っております。

それから、このスポーツ広場に関連いたしまして、1点だけ伺っておきたいというふうに思っておりますけど、この公園の北側ではフェンスの布設が現在されていないわけでございます。理由は定かではないわけでありまして、この北側にフェンスを布設するとすれば、少年野球としては十分可能なグラウンドにもなるということでございます。こういったグラウンドの有効利用といったものを考えまして、こういったフェンスの布設はできないものかということにつきましても伺っておきたいと思っております。

それから天神川の河川改修工事ということでございますが、これにつきましては、ほぼ予定どおりに完成をするということでございます。また園部川の関連ということもあるということでございます。一日も早く供用開始ができるように、市としても対応をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

また公園としての整備ということでございまして、現在は、市長答弁では公園としては足りているということでございますけれども、今日まで、やはり地域におきましての公園がなかったということも事実でございまして、これで一つの可能性ができたものがありますから、そういった対応といったものもしていく必要があるかというふうに思っております。天神川の護岸工事が完成をいたしまして、そういったところに桜の木等を植樹をいたしますと、公園設備と一体となって、付近の景観と素晴らしいものになりまして、周辺地域にとりましては、安らぎの場というふうにも求めることができるも

のでございますし、また高齢者の方々にとりましては、ゲートボールとかグラウンドゴルフ等の使用も可能となりますし、交流の場が広がってくるというふうに思いますし、また、この公園の設置ということに関しましては、やはり区民の連帯感と意識の高揚にもつながってくるものであろうかというふうに思います。私も今週の日曜日に地元栄町区の公園清掃がありまして、参加をさせていただきました。これは強制参加ではなかったわけでありまして、100名近くの方々が参加をしていただきました。草刈りに、あるいは草むしりに汗を流してくれました。これは、やはり自分たちの住んでいるところは自分たちで良くしていこうという、こういう区民の自覚の表れであったろうかというふうに思っておりますし、そういった区民の連帯意識、また行政の事業の充実を図っていく根源にもなってこようかというふうに思っておりますし、ぜひとも、また、そういった考え方でこの公園整備ということについても考慮していただけたら、大変嬉しく思うところでございます。

それからレンタル自転車の設置ということでございまして、やはり園部町におきましては長年にわたりまして園部駅と市街地との距離があるということでございまして。利便性には問題があったところでございますし、来訪者の方々からも何とかアクセス方法というか、そういう方法はないかということをお聞きしたところでもございます。こういったことにおきまして、やはり利便性の確保ということにもつながってくるものでありますし、また南丹市におきましても、そういった施設があるということは、南丹市の好感度を高める一つの大きな要素にもなってこようかと思っております。また園部町におきましても、様々な名所旧跡等の観光資源もあるところでございます。山陰線の複線電化ということによりまして、京都市との距離といったものも近くなってきたわけでもございまして、そういった関心のある方々にとりましては、非常に魅力ある地域にもなってきたところでございます。そういった方々が自転車に乗って、様々な施設を鑑賞していただくということは、これは一つの種、観光開発になる手段ではなかろうかというふうに思うところでございます。また、自転車ということに関しましては昨今、不法投棄が目立っていると、不法放置自転車がたくさんあるということでございますので、こういった放置自転車につきましても処分するにも経費がかかっているというふうな状況でございますので、そういった部分で有効利用できるものでもなかろうかというふうに思っております。大きな経費はかからない事業であらうかというふうに思いますので、これについても再度、聞かせていただけたら嬉しく思います。

以上で、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、答弁を申し上げます。

スポーツ振興全般につきましては、今、橋本議員おっしゃったような状況の中で、私どももこれからも努力をしていかなければならない、このように考えておるところでござ

ざいます。またグラウンドの関係につきまして、園部公園スポーツ広場の北側フェンスというお話がございましたが、先ほど申しましたように様々なご要望やご提案もいただいております。これをそれぞれ真摯に受けとめながら、それぞれ必要の是非も含めて検討していきたいと思っておりますし、先ほどらい申ししておりますように、各種の施設の充実は、やはり管理運営上も重要でありますし、また、これは、やはり使っていただいている人のあれやないとわかりませんので、やっぱりそういうふうな声をしっかりと受け止めながら実施していきたいというふうに思っております。

また公認球場の問題、これは競技される方にとりましては公認球場でということ重視されるという思いは十分承知しております。また、実は佛教大学さんのグラウンドが、立派なグラウンドがあるわけございまして、大学野球の京滋リーグ、ここも公式戦をやられておるといふ現状の中で、私も以前、その活用ということができないのか、お貸しいただくことはできないのかというようなお話もいたしたことがあるわけございまして、やはりなかなか、あれだけのレベルの全国大会に出られるようなチームがある、野球部があるところございまして、開放ということではできないというふうなご意向でもございました。しかしながら、そういうふうなサブグラウンドの点もありまして、その辺の活用についてもこれからお願いをしていきたいなという思いもございまして、それぞれの競技で愛好されておる皆さん方にとりましては、より良い施設ということを要望されるというのは、十分承知することございまして、先ほど申しましたように一つの検討課題として、それぞれ取り組んでいかなければならないと思っております。

また天神川バイパス放水路、園部川の改修、これは市民生活の安心・安全の確保にとっては、大変重要な事業でございまして、私どもも一日も早い両方の事業の完成に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

また今の跡地の問題でございまして、この土地につきましてもご寄付をいただいた、そういうふうな意味で放置するのではなく、やっぱりしっかりとどのように活用するのか、検討していかなければならない課題であるというふうに思っております。ただ先ほど申しました都市公園というふうな形の中では今、計画の中に盛り込むことがなかなか困難な状況でございまして、広い意味での活用ということをどのように考えていくのか、地元の皆様方のご意見も賜る中で、早急に検討しなければならない課題であるというふうに思っております。そういった意味で努力をいたしていきたいと思っております。

またレンタサイクルの件、この点については今、放置自転車の活用というようなことでもご提案いただいたわけございまして、どういった形で運営できるのか、また、そういうふうなことのニーズ、こういうふうなことも含めて検討課題として取り組みたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（井尻 治君） 橋本尊文議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） 説明ありがとうございました。

今日、私、3点質問をさせていただいたところでございますが、これはすべて環境に関わってくる問題でございます。それは自然環境であり、また社会環境であったわけでございますが、この環境整備ということに関しましては、やはり行政に担っていただければならない部分といったものは、多々あるところでございます。南丹市におきましても森・里・街がきらめくふるさと南丹市の具現化に向けて、努力をされているわけでございます。こういった環境整備が整っていくということが、やはり市民の満足度の一つの目安にもなってくることでございまして、社会の成熟度のバロメーターにもなってくるかというふうに思うところでございます。どうか精力的な活動の展開というものを期待をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、橋本尊文議員の質問が終わりました。

次に、2番、木戸徳吉議員の発言を許します。

木戸徳吉議員。

○議員（2番 木戸 徳吉君） 議席番号2番、木戸徳吉です。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず最初に、高齢者と生活支援事業の中で、外出支援サービス事業についてであります。この外出支援サービスの利用対象者は65歳以上の方で、歩行や移動が著しく困難な者及び寝たきりの状態等にあるものと定められております。そして、毎年登録されております対象者の調査を行い、その調査の結果、公共交通機関等で通院等が可能と判断されれば対象者から外され、外出支援サービスが受けられません。サービスが必要となったとき、いわゆる体調が悪くなったら申請してください、調査を行い判断しますとのことであります。私がお相談をお受けした方は80歳の方でした。2ヵ月に一度、通院のため利用をされておりました。ご本人によりますと、サービス打ち切りのお知らせをいただき、びっくりしてどうして通院すればよいのかわからず、社協に相談をしました。相談しますと、バスの時刻表を記した書類が送られてきて、帰りの便につきましては、2便記入してありました。いわゆる1便目に乗れなければ2便目ということであります。今まで利用できたのに、なぜ突然打ち切られたのでしょうか。外出支援サービスの現状をお聞きしますと、22年3月末現在で、南丹市で620名、そのうち園部72名、八木139名、日吉168名、美山241名ということでした。同じく22年3月末で外出支援サービスを打ち切られた方が、いわゆる対象外となった方は南丹市で97名、その内訳は園部1名、八木6名、日吉40名、美山50名でした。80歳になってバスを使い、美山から明治国際医療大学病院まで乗り換えていかななくてはならないという、このことは、ご本人にとってみれば大変大きな肉体的にも、また精神的にも負担になると思います。今までなかったのであれば仕方ありませんが、80歳になってからの打ち切りは、到底理解し得るものではございません。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、中学校給食について、お伺いいたします。

この問題につきましては、昨日も2名の同僚議員が質問され、市長および教育長が答

弁をされておりました。より具体的に質問させていただきます。

前回、3月議会でも述べましたように、日吉の殿田小学校に給食施設ができており、殿田中学校の分も調理が可能とのこととあります。中学校給食につきましては、合併後の4年間にいろいろ論議されております。4月の市長選におきまして、佐々木市長は四つの政策のうちの一つとして取り上げられており、市長がこのことにつきまして指導力を発揮していただきまして、23年度実施を明言され、それに向かって9月と言わずに早急に検討すべきものと考えます。園部、八木、日吉、いわゆる各中学校一律と一緒にしなくても、まず、できるところからやっていけばいいと、このように理解しております。市長、教育長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、市営住宅の入居条件について、お伺いいたします。

現在、市営住宅に入居するにあたり、若い方のいわゆる単身者の入居を認めておりません。管理等の問題を考慮してのことと思います。近年、社会全体の構成が過去と違い、大変変わってきていると思います。独身の方が増えてきております。その方たちがいざ1軒の家を借りようとするれば、いわゆる市街地中心部であればアパート、マンション等たくさんありますが、いわゆる田舎では、なかなか借りることはできません。特に若い男性には、皆無とっていいほどありません。先ほど言いましたように、管理等に家主さんが不安を持たれるのでしょうか。林業を営んでいる方が言うておられました。田舎で若い従業員を雇用したいが、男性一人の方に家を貸してくださるところはないと。住むところを確保するのを大変悩んでいると。市営の住宅を借りたいが、入居条件があって入れない。仕方なく雇用をあきらめるしかないとのこととございました。先ほど申しましたように、我々の世代では成人して、結婚をして、子どもをもうけ、家庭を築いていくということは当たり前でした。今日、考えの変化で独身の方が大変多いです。この問題は今後、大きな社会問題になると思います。社会保障等、いろんな問題がからんでくると思います。よって、今ある条例を今の現実の社会情勢にあった条件にしていく、いわゆる見直しをしていくことも大変重要なことと考えます。一つの提起として、住宅入居等の条例を例にあげましたが、ほかにも見直しをしていかなければならないものがあると思います。市長のご意見をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） それでは、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、木戸議員のご質問にお答えいたします。

外出支援サービス事業につきまして、ご質問をいただきました。

自力での外出が困難な方に対しまして行っておるサービスでございまして、市といたしましては、利用者に公平で公正なサービスを受けていただく、そのためにご利用いただくために申請をいただいた上で、それぞれの状況などを訪問調査をさせていただいて、決定させていただいておる。そのサービスの利用対象者につきましては、当然、要綱に

定められた中で該当する方にご利用いただいておりますということでございます。今、継続利用されておる方で対象外になったというような事例のご紹介がございましたが、この場におきまして、それぞれの方の条件について申し述べることは差し控えさせていただきますと思いますが、先ほどご質問の中で申されたような該当者が発生しておることも事実でございます。しかしながら先ほど申しましたように、やはりそれぞれ調査をさせていただいた上で、要綱に合った形での対応をさせていただいておりますというのが現状でございます。ご理解を賜りたいと思います。しかしながらこういった中で、先日らい、この議会でもご議論をいただいておりますように、いわゆるバス利用、そして福祉目的での利用、この狭間にある方をどうしていくのか、今ご質問の中でおっしゃられました80歳になって病院へというふうなお話の中で、こういった方のニーズについて、どのように私どもが考えていかなければならないのかというのが、まさに私どもの課題であるというふうに考えております。そういったこともありまして、昨年末にあのような調査もさせていただき、その構築に向けて努力をいたしておるところでございます。それぞれの制度、また、それぞれのご相談ごと、十分、市役所なり、社協の皆さん方、それぞれ連携を取りながら対応をさせていただくのが私どもの責務であるというふうに考えておりますが、このいわゆる交通問題、外出に対するニーズというものをしっかりととらまえる中で、このあり方についても、早急に取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、外出支援サービスの適用につきましては、要綱によって定められた中で運用させていただいておりますことに、ご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

次に、中学校の給食問題につきましては、多くの議員の皆様方からご質問いただいております。こういった中で、今、木戸議員さんからお話ございました、殿田小学校の調理場で中学校もというふうなお話ございました。ただ、今、後ほどまた教育長からも答弁をさせていただくと思っておりますけれども、それぞれ中学校の給食ということに対して、どのような形でできるのかということ、今の様々な状況を考える中で、これから検討しなければならない段階だと思っております。例えば、旧町内でそれぞれの施設ができるのか、また小学校と中学校の給食というのが形態が変わってくるのか、また、それぞれの形の中で市全体としてどのような調理とか、運搬とかいうことについても考えていかなければならないというものが、これから先様々な議論をし、また協議をする中で発生する問題というのは多々あると思っております。先だつての答弁の中でも申しましたように、まずは、このことを早急に検討する中で、どのような形で考えていかなければならないのか、ソフトの問題、ハードの問題、それぞれの課題について、まずは教育関係者、PTAの方も含めての協議を持たせていただく、この中で具体的な課題についても、論議をしていかなければならないというふうに思っております。ただいま実施年度を明言しろというお話でございましたが、やはりこの議論をしっかりとしていくことが、どのような形のあり方があるのか、この辺はしっかりと議論をしていく中で、早急なスケジュールも

考えていかなければならない課題であるというふうに認識しております。そういった意味合いで、今回の協議をする場づくりに、まずは踏み出したいというふうな思いでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、市営住宅の入居条件の課題でございます。

このことにつきましては、まさに社会構造の大きな変化があります。こういった中で、先ほどご質問の中にも例示していただきましたように、せっかく働こうというふうにしとるのに、住宅が確保できないのではないかというお声も聞かせていただいております。ただ、市営住宅の入居条件というのは、当然その建設時に目的をもってこの公益公営住宅というのをつくっておりますので、公営住宅法に縛られております。この中では、それぞれの入居基準が厳格に設けられております。これを受けての条例でございますので、上位法令を無視しての改正はできないということでございまして、具体的には低所得者向けの公営住宅並びに中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅とでは、入居条件が違うということでございまして、公営住宅におきましては、単身入居できる方は60歳以上の方や障害者基本法、生活保護法などの該当者は入居できるという条件ですし、また特公賃と言われます特定公共賃貸住宅は、単身者でも入居可能というようなことになつとるわけでございますので、今、ご質問にあられた内容につきましては、現段階では無理だというようなことになっておるわけございまして、また条例変更もできないという形でございます。今こういった中で、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが、今、国のほうで審議されております。これの内容をしてみると、入居条件の緩和ができるような内容になっております。と申しますのは、やはり私も、今、地方分権の推進ということに積極的に取り組んでおりますし、このことは、やはり国との協議の中で地方に任せただけは地方に任せたい、それぞれの実情に合った施策ということを打ち出していきたいという思いの中で、それに取り組んでおる、この一つの例だというふうに考えております。それぞれ全国画一で行われる部分、これも大切な部分がありますが、地方の実態において運用できる部分というのは、やはり地方自治体にお任せいただきたいというふうな思いの中で、このことに取り組んでおるところでございます。入居条件の問題については、十分実態として理解できるわけでございますけれども、こういった壁があることをご理解をいただきたいと思いたし、当然、この状況の中で変更ができるような状況になりましたら、努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 木戸議員のご質問にお答えをいたします。

中学校給食についてであります。先のご質問にもお答えをしておりますとおり、これまで給食未実施校、これは八木中学校がミルク給食も一部導入しておりますが、学

校給食として美山のように行っていない3中学校の関係者から意見聴取を重ねてまいりまして、給食を実施した場合における様々な課題等の抽出検討に努めてきたところでございます。これらの3中学校の学校現場が危惧する課題につきましては、ほぼ共通をしておりまして、どこかの学校がその課題が先に解決するというものではございませんでして、それぞれの学校が抱えております課題を共通的にしっかりと解決していくことが、実施上、まず前提となるというふうに考えているところでございます。従いまして、できるところからやればどうかというご提案でございましたが、3中学校については同様な課題解決の方策を、まずは検討してまいりたいというふうに考えております。また検討のための組織をより早期に設置することはできないかということでございますが、この検討をはじめるとあたりましては学校関係者、例えば市内の中学校長会との協議、そして事前の説明がまいりますし、また7月には市P連の理事会が予定されています。その中でも市P連に対する説明も必要だと考えておりますし、併せて給食関係者等にも市教委としての今後の課題検討の方向性を説明する必要があると思っております。8月までは、そうした関係者に対する説明期間というふうに位置づけをさせていただいているところです。いずれにいたしましても、食の問題は集団的な指導と個別的な食と健康にかかわる対応が必要でございますので、十分、本市中学生の実態調査等を踏まえまして、必要な検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

木戸徳吉議員。

○議員（2番 木戸 徳吉君） 先ほどご答弁いただきまして、それにつきまして再度、ご質問させていただきます。

まず最初、一つの例をあげましたバスのことについてでございますが。実際行かれたんですけど、バスで行くことは大変厳しかったので、娘さんが町内に嫁いでおられます、その方に乗せて行って行かれたということでございます。そのときに診察を受けまして、終わったのが2時半ということでした。そのもらった時刻表は2便目が1時過ぎでしたので、それには乗れなかったということで。逆にいえば、自分が一人で行ったときには乗れなかったということ、そういう現実がありました。それを聞いたときに、実際この方が一人で行かれたときに、帰りどうされたんだろうということを思いました。それと先ほども言いましたように80歳になって切るという、切ると言えば変な言い方ですけど、それまでの安心して受けていたものが外されるという、その現実は大変厳しいものがあると思います。だから、まして美山という遠い地域でございますので、先ほど申しました人数も大変美山の方が多いんですけども、それは各旧町の時の、いわゆる認定の基準とか、そんなが一応関係していると思うんですけども、ひとつのご提案いうたらおこがましい言い方でございますが、80歳以上ぐらいの方は新たにというんやなしに、ずっとサービスを受けさせていただくという、あげるというようなことをして

あげることにはできないものかというように思います。正直いいまして、私たちもこれからどなたかも言うておられましたけど、そういう時期を迎えますが、そのときになって、我が身がそのときになって初めて、ああそうやったんやでは遅いと思います。現実にも、受けておられる方を救ってにおいて、そして自分がそのときになったときに、ああいいことをしたないことがわかると思いますので。何もすべてということは言うておりませんので、そこら辺をちょっとご考慮していただくことができるのであれば、してあげていただきたいとこのように思います。

あと医療機関に行くときに、大変待ち時間も長いですし、診療時間も大変長いです。私もこないだ美山診療所に夜間に行ったんですけど、5時20分に入りまして2時間待ってまだ診てもらえなかって、7時40分ぐらいになったんで、ちょっと8時から予定がありまして、お聞きしましたらまだ4名あるということで、もうあかん思ってその日は帰りました。ほかの方も1名帰られました。そのように若いものでさえ、待っている間に健康な体が悪くなるような、本当にもう、すごい忍耐を強いられるといいますか、肉体的疲労を強いられる状況でございます。それを80歳の方にするということは、本当に耐えられないことと、このように思いますので、安心して暮らせる南丹市を目指すのであれば、できればそういうことを考えていただきたいとこのように思います。

あと中学校給食につきましては、昨日、20名近くの方の支持者の会合に行かせていただいて発表させていただきました。大変喜んでおられました。しかし、9月から検討することをお伝えしますと、まだという声でした。今まで4年間合併してからいろんな形で議論されておって、まだこれからかと。昨日も仲村議員がおっしゃっていらっしゃるように、中学校は3年でございますので、卒業してしまうと、間に合わないということでございますので。いろいろ検討課題はあると思いますけど、できたらもう1年ぐらいで、そればかりのことができひんかわかりませんけれども、これ一ついうのを取り組んでいただいて、佐々木市政のアドバルーンとして上げていただいてやっていただいたらと、このように思います。そこら辺に市長の指導力を、ぐっとやれという意見を言うていただいてやっていただければなど、このように思います。

あと最後に言いました住宅の問題ですけれど、美山町の森林組合は独自で住宅を確保して従業員を雇って、そこに住んでいただいて仕事をしておられます。そういうことによって、住民の確保、人口増加につながっておりますし、子どもさん等もおられますので、それで一つの地域の構成ができているところもありますので、国のいわゆるあれがあるから、条例は改正できないということでもございました。ならばちょっと考えを変えていただきまして、南丹市も美山にあります美山ふるさと株式会社に投資をされておりますので、そこら辺の組織をとるか、会社を使っていただいて、空き家を管理というんですか、調査でもしていただいて、独身の方に貸していただくことができないかという形で、あっせんをしていくような組織を立ち上げていただいたら、例え1名でも2名でも住民が増えるというのか、人が集まってくるということになりますので、そこら辺の取り

組みをお願いしたいと思います。私の知り合いでお兄さん夫婦が住んでおられて、一緒に住んでおられたんですけど、子どもさんも大きくなられて出られました。それで美山ではなかったの、他地域へ出られました。しかし、この不況の中でございますので、亀岡におられますがそこに仕事ありませんので、美山へ帰っておられます。そういうことを考えますと、本当に政治ってなんなのかなと思います。そこら辺をしっかりと庶民の立場に立ってやっていただければ、国の法律であろうが、なんであろうが変えていただいて、住民が喜んで住んでいけるような状態にさせていただきたいと、このように思いますので、いろいろ申しましたが検討していただいて、また、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井尻 治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 外出支援サービスにつきまして、先ほども答弁させていただきましたが、やはり全体的な中では制度に基づきまして要綱に定めた形でやっておる、これによつての外れる部分、まさにその高齢者の急激な増加によりまして、こういう方がたくさん出てきておると。この辺のことは、先ほどの医療の待ち時間も含めまして、なかなか困難な課題であるというふうに思っておりますし、また先ほど移動手段につきましては、何とかその狭間にある方をどのように見ていくのかということでございます。それぞれその行っておりますサービス制度につきましては、それぞれの裏付けに基づいてやっておる制度でございますので、新たなる、また形が必要なのか、また要綱の改善ができるのか、それぞれご相談をいただく中で、検討しなければならない課題であるというふうに考えておるところでございます。それぞれ、今、お暮らしの皆さん方が、それぞれの事柄の中でご不自由な点が出てきた場合に、私どもはやはり市役所と、そして、また社会福祉協議会をはじめとするそれぞれの関係機関と連携する中で、より良い形のことを構築していかなければならないと思っておりますので、ただいま頂戴しましたご意見もふまえながら、それぞれの拡充に努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

中学校給食の問題、おっしゃることは十分承知しております。しかしながら、今、教育長が答弁申し上げましたように、やはりきちっとした論議を深める中で、きちっとした制度構築を図っていかなければならない、まずはこれを進めていく、私自身もその思いもありまして、今議会にまずは提案させていただくと。そして、何年かかるのだというふうなお話でございました。当然その思い、特に中学生をお持ちのご父兄の皆さん方の思いも承知しております。できうる限り、早急な論議をし、また、そういった課題解決に向けての素早い対応を検討していかなければならないと思っております。ただ、これからやはり関係者の皆様方のご意見や、また、ご論議を賜る中で、どういう形に構築していくのがいいのか、このことは十分に検討しなければならない大きな課題であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また住宅の問題、先ほども申しましたように、これはやはり法に決まっておること

ございますので、なかなかこの市営住宅については難しゅうございます。ただ、先ほど美山ふるさと株式会社の内容も質問の中でおっしゃっていただきましたが、それぞれこちらに住みたい方、南丹市内に住みたい、こういう条件で住みたいという方、多くのＩターンの方も、美山町中心においでいただいておりますので、それぞれ市役所の窓口におきまして、これはあつせんはできませんけれども、ご相談をさせていただく中で、その対応は考えていかなければならないと思っております。まさにこちらに住みたいというご希望の方がいらっしゃるということ、やはり住んでもらうということは、大変人口増という観点からも、また地域活性化のためからも大きい課題であるというふうに思っておりますので、こういった点につきましても市役所の窓口、十分な対応ができるように努力したいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で、木戸徳吉議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は、２時３０分といたします。

午後２時１５分休憩

.....

午後２時３０分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番、村田正夫議員の発言を許します。

村田正夫議員。

○議員（１７番 村田 正夫君） １７番、丹政会の村田でございます。議長の許可を得ましたので、２期目となりましてはじめての一般質問を行います。

はじめに、４月に執行されました市長選に触れておきます。まずは佐々木市長、京都新聞にもありましたように、大差での再選、誠にめでとうございます。４年間の地味ではあったけれども、着実な行政運営が評価されたものとお喜びを申し上げるところです。厳しく不透明な選挙戦を勝ち抜かれた経験を糧とされ、２期目は、いよいよ実行の時期と具体的な施策が展開されることを期待をいたしております。丹政会は市長の最大与党として、政策提言や政策議論を重ねながら一緒になって、市民に明るく豊かな南丹市の未来を指し示したいと考えております。

さて、はじめの質問はまちづくりについてであります。

市長は、３月議会冒頭の提案理由において、これからの南丹市のまちづくりを進めるにあたっての考え方と今後の方向性について述べられました。その中で、市民の皆様と一緒に考え、育てていくまちづくりこそが重要だと考えたとされましたが、その具体的な仕組みはどういったものと考えられているのでしょうか。市長、四つの政策の子ども未来を創るにある、教育関係者や保護者の皆様、地域の皆様と一緒に議論をしてまい

りたいと考えているも、その具体策でしょうか。しかしながら、対極にある立場の代表が集まって議論をするよりも、それぞれの立場の中で、最善と思われる方向性をきちっとまとめ上げることこそ先決ではないでしょうか。仕組みを間違えると、体裁だけ整って正しい結論を見失うことにつながりかねません。市長は、南丹市総合振興計画の着実な実現を第一に考えるとされましたが、それは正論であり、オーソドックスな形かもしれませんが、総合振興計画は、あくまでも理想、努力目標である点を注意すべきです。政府は今年3月、地方自治法改正案を閣議決定した中において、市町村の総合計画基本構想策定義務の撤廃を盛り込みました。40年余りの地方の形が、まさに岐路に立つ総合計画として、大きな議論を巻き起こしております。片山善博前鳥取県知事は、自治体行政が総合振興計画に頼ることは避けたほうがいいと断言してはばからないと、その問題点を指摘をされております。合併協議で作成される新市建設計画や、今はやりのマニフェストと民主党の混乱を見ていまして、総合計画と財政計画が連動していない欠点は明らかであります。山梨学院大教授、江藤俊昭氏は、忘れ去られる作文計画としての総合計画から、地域経営の根幹としての実効性ある総合計画への転換であると分析をされております。私はそういった観点から、総合振興計画の方向性を尊重すべきであって、あまりとらわれすぎるのも考えものであり、政策形成の上での住民との協働を進めるなどで、行政、市民、議会の役割を自治基本条例などで明文化していくことが大切であると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

市長は、地域の未来を創る政策の中で、自分たちの地域は自分たちの手でつくるという考え方を示しておられます。それは地域力という言葉で表現される住民自治能力です。それを測るバロメーターは、消防団活動や伝統行事の継承、イベントなどの開催がどの程度しっかりやれているかでわかります。私は八木町の南地区自治会の活動や運営を勉強させてもらう中で、さすがに立派にやられているところがあると感銘を受けました。地域内の要望の取りまとめや実現への活動、防災訓練の実施、梅林の造成など、実に活発で目を見張ります。美山町の地域振興会制度とともに、モデルが市内にあることを痛感しています。市長のお考えをお聞きいたします。

また市長は、厳しく苦しい選挙戦で多くの市民に直接接触されたことと思います。市民は何を考えているのか、何を求めているのかがよくお分かりになったことと思います。辛抱、辛抱では不満が募ります。今は辛抱でも、いつ光が見えるのか、これを明らかにしなければ市民に夢を与えることはできません。併せて園部街中のにぎわい施設をぶち上げるとか、芦生のトロッコ道を整備するとかの新規事業を市民は期待をしております。市民協働と市民参加と協働も新しい視点です。まずは市役所職員が率先して動くことです。たまには庁舎から外に出て地域を知り、住民を知ることです。市民の声に耳を傾け、議員の提案や意見を聞くとありました方針も、現場へ出向くことによって果たされるのです。2期目のスタートです。ぜひ市民に夢を与えてほしいと、声を大にして申し上げておきます。

次に、財政についてであります。

21年度と今年度の当初予算の段階では、2カ年続いて財政調整基金を取り崩さずに来ております。合併後の数年間は5億から6億程度を取り崩していたことを考えると、様変わりであり、一定評価できます。合併特例は27年度までであり、それまでに持続可能な体質にしておきたいの思いはよくわかります。しかし、6年後を考えすぎるあまり、義務的経費、経常的経費に縛られた味気ない、淡々とした財政運営となってしまう、投資的、政策的な色合いが見えてこないことが気がかりです。そこに輪をかけるのが枠配分方式であります。ますますがんじがらめの硬直した予算となってしまう。たまたま国の緊急支援で助けられましたが、市民は、財政の安定ばかりを求めているわけではありません。財政の健全化と夢を与える政策的投資をどう折り合いをつけてまとめ上げるかは、事務方にはできない市長の専決事項であり、責任であります。しかし、政策的予算を枠配を超えて要求するのは各部長であり、課長です。今の状態ではそんな元気もモチベーションも見当たりません。枠配は、膨らんだ投資や経常的支出を一旦縮小させるショック療法であり、長く続けるものではないはずで、現に採用した府県や市では、3年程度で取りやめております。合併後10年間は試行錯誤の繰り返しです。安定した形ばかりを追いかけては、新市の未来は見えてきませんし、もちろん無駄な箱物投資は厳に慎まなくてはなりません。行き過ぎた財政の抑圧は、新市建設の大事な今を見失います。市長の賢明なご判断をお伺いいたします。

併せて、今後の一般会計の予算規模について、どの程度を想定されているのか、お尋ねいたします。

さらに合併特例債についてであります。過疎債と並ぶ有利な財源であり、いずれももっと活用すべきではないでしょうか。合併特例終了後に備えて、基金造成を予定されているのかについてもお伺いしておきます。

最後の質問は、公の施設管理についてであります。

施設のあり方と管理運営の今後について、検討が必要ではないでしょうか。合併後、旧4町から持ち寄っただけで、やっと公の施設の把握ができた状態といえます。どのように整理、統合していくのか、いかにして負担の軽減を図っていくのか、大きな課題であり喫緊の課題でもあります。これを解決しないことには管理運営費にきゅうきゅうとして、投資的な施策が打てない状態が続くことになります。まずはそれぞれの施設の現状を精査し、地域とのかかわりや市民とのかかわりなどの公の度合いを計る必要があります。

次に、村おこしなど地域振興、農林業振興との度合い、市民との距離や学校教育との関係なども大切であります。それらを総合的に判断する中で、指定管理者制度の話になってきます。しかし、あとから出てきたこの制度になじまないものがあるのも大事な視点であります。公募に付すのか、条件付き公募か、公募しないのか、さらに譲渡するのか、売却かなどに仕分ける作業が公平かつ正しい認識のもとで行える手法についても、

十分検討が必要であります。いずれにしても避けて通れない大きな課題です。

市長のご所見をお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

これからのまちづくりにつきまして、ご質問をいただきました。

まず、総合振興計画の考え方でございますが、議員からはこの振興計画は理想、また努力目標ではないかというお話がございました。また今、全国各地でこの総合振興計画というものが以前から行われておる、こういった危惧を持たれながら、これに頼るべきではないという論議のあるのも承知をいたしております。私は、これまでも繰り返し申してまいりましたが、この南丹市が誕生する前に新市建設計画がつくられ、これに基づきまして総合振興計画を立ち上げた。やはりこのことをしっかりと市民の皆様方にお示しする中で、それぞれ年を加えることに精査をし、見直しをしていく中で実施計画を公表し、また、それぞれのスクラップアンドビルドをやっていかなければならない、こういうような中でこのことを目標といいますか、これを理念としてまちづくりを進めていくことが肝要である、この意味合いから総合振興計画の着実な推進ということを常々申しておるところでございます。こういった中で、市民の皆様方と一緒に考えて、育てていくまちづくり、それぞれの表現につきましては、とらえ方もあるような感をただいまのご質問の中でもいたしたところでございます。私自身そういった中で、今年4月から施行しました市民参加と協働の推進に関する条例、これを基本といたしまして、これからどのような市民の皆様方とともにまちづくりをしていけるのか、こういった役割分担、また協働という部分、この辺をどのようにやっていくのか、これを今、庁舎内におきまして実施計画を明示するべく作業に当たっている現状でございます。また、こういった中で、市民提案型まちづくり活動支援交付金制度、これの創設も行う中で、それぞれの地域の課題につきまして、それぞれの皆さん方が主体的に働きかけることのできる仕組みづくり、こういうことも進めていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。総合振興計画につきましての私のとらえ方は、そういう意味合いの中で、重要な観点をもって取り組んでおるところでございます。また、こういった中で、自治基本条例というお話がございました。私は昨日でございましたか、ご質問の中でもお答えいたしましたように、この市民参加と協働の推進に関する条例、このことを打ち出す中で、このこれからの展開、これを十分に市民の皆さん方や議会の皆さん方と論議をしていかなければならないと思っております。先般のお話の中では、議会基本条例のお話もございましたが、やはりこのあたりを最終目標に自治基本条例というのをどのように考えていくのかというのが、特に地方分権、地方主権時代と言われるようなまちづくりを考える上では、大切なことだというふうに認識をいたしておりますし、こういった中で十分なこれからも論議をし、また様々な模索をしていきたいというふうに基本的な部

分につきましては考えておるところでございます。そして今、地方住民自治と申しますかそういった中で、八木町の南地区の自治会の皆さん方、そして、美山町における振興会制度、こういった中でのお話もございましたが、私自身、やはりこの南丹市内それぞれの地域において、それぞれの歴史と、また、これまでの風土、これに合致した形で、それぞれの地域においての自治活動が構築されておることに敬意を持っておるところでございます。また新たなるNPO、こういった仕組み、また既存の商工会や社会福祉にかかわるいろいろなボランティアの皆さん方のご活動、それぞれ大変大きな、まさに市民の皆様方のご活動、これとの連携がこれからの南丹市にとっても大きな課題であるというふうに考えております。こういった中で、私自身、これをどのようにまちづくりに結び付けていくのか、このことがこれからのまちづくりの上でも大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。そういった中で、市長選挙の中で得られた教訓というふうなご質問でございましたが、私自身、1週間ということでは限らずこの4年余り、市内各地においてそれぞれ各地域で、また、それぞれのサークルの中で、まちづくり、また地域振興にご尽力いただいております皆様方とお出合いをさせていただき、お話をお聞きする中で、その本当に熱い思いを語っていただける方、また、それぞれの事業についてご推進いただく、ご奮闘いただいておりますお姿、こういったものを毎日拝見させていただくにつけて、行政というものの責任の重さというのを感じておる次第でございます。こういった中で、市民に夢を与えてほしいというお言葉があるわけでございますけれども、私はこれまでのその市長としての活動の中で、まさに夢というのが市民の皆様方それぞれお持ちであるというふうなことを感じております。夢を与えてほしいというお言葉がどういうふうな形でお答えしたらええのかというのは、随分悩みましたが、私自身、好きな言葉をこんなところで言うのはおかしいんですが、夢の実現ということが私は好きな言葉によくあげます。それぞれの人間にとって、子どもの時だけではなく、私の年齢になっても夢の実現を目指して努力していくこと、これはなかなか困難なこともあるわけでございますが、そういうまさに上を向いて日々過ごしていきたいという思いの中で、この夢の実現という言葉をよく使うわけでございますけれども、ただいまご提案のございました、それぞれの市民の皆様方が夢をお持ちだと思います。その実現に向けて、先ほど申しましたような仕組みの構築の中で、私ども行政としても、そのことにともに力を尽くしていく、このことが私は重要な責務であるというふうに認識をいたしております。この議会でも、金がない、財政厳しい、そんな話ばかりするというふうにお叱りを受けとるわけでございますが、その部分はその部分として、しっかりとやることも私の責務でございますけれども、やはり地域の活性化、地域の市の振興、こういったことをやっぱり先ほどの夢の実現という言葉で表しましたが、皆様方が希望を持って夢の実現に向かってご尽力いただく、このことを市としてもサポートできる、こういった仕組みづくりに努力をしていかなければならないと思っておりますし、それぞれ我が市には多くの資産がございます。あるものを活かす、このことによってこ

れをどう具現化していくのかということも、大切な要素だというふうに考えております。こういった中で様々なお取り組みを、それぞれの地域に合った形で行っていただけるまちづくりを、ともに市役所も行っていく、この努力をしていかなければならないと思います。そういった中で、今、市役所の職員も外に出て、ともに努力しろというご激励をいただきました。もちろん私自身も市民の一人としても、そういう立場で努力をしなければなりませんし、市役所職員がまさにそれぞれの地域の実情、十分、また踏まえながら、そしてそれぞれの課題に対しても積極的な対応をする、こういったポリシーを持って努力をすることが大事だというふうに思っております。

次に、財政問題につきまして、ご質問をいただきました。

平成20年度までのこの財政調整基金の取り崩しを行う中で、事業を実施してきたということがございます。普通交付税については10年間の合併算定、また、あと5年間は経過措置、平成28年度から減額がはじまり、33年度から通常の算定になるという実態があるわけでございます。当然これも見据えながら、財政というものを考えていかなければならないということでございますし、また、こういった中で、総合振興計画というのは先ほど申しましたような位置づけをしております。こういった中で23年度から25年度までの実施計画の見直し、そして先ほどらいお話のございます過疎計画の策定もしなければなりませんし、こういった中で当然、予算規模について、これを含めた財政計画を策定していかなければならないと思います。もちろんこれらの計画につきましては、議会にもご報告をさせていただかなければならないというふうに考えておるところでございますし、こういった中で投資的経費、この辺の捻出、これは先ほど申しましたようなまちづくりの視点の中で、これを考えることは当然のことでございますし、やはりこういうことを見出していく努力をしていかなければならない思っております。

ただ、お話ございました枠配分方式、これは画一的にこれまで実施してきたものではございません。22年度の予算配分にしましても変更をいたしております。これは当然、その配分額につきましても総合振興計画の実施計画、また事業評価結果に加えて、優先順位により算定する中での配分を行っておるところでございますし、それぞれ新たなる手法も取り入れながら実施しておるのが実際でございますし、これは枠配分方式が普遍のものではないということの中で、この言葉が先行しとるんではないかというふうな危惧を持つわけでございますけれども、より良いこの予算編成に方針を取り入れる中で、これからも努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

こういった中で、当然、合併特例債、そして、今回延伸されました過疎債、これらの活用というのは十分に念頭において考えていかなければなりません。こういった中で、当然、実質公債費率の問題もあるわけでございますので、それぞれ必要な事業、そして、有利な起債、そして、実質公債費率、こういうようなことも考える中で、様々な施策の実現を期していきたいと思っております。

また、ご質問にございました合併特例債の活用による基金造成につきましては、やは

り市の将来を考えた上では検討していく課題だというふうに認識をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても先ほど申しましたように、総合振興計画の推進の中で予算規模につきましても、財政計画を策定する中で、明らかにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また施設のあり方につきまして、ご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、施設数も大変多く、維持管理にかかる経費も大変な多額なものになっておるというのも現実の姿でございます。しかしながら、これらの多くの施設がそれぞれのまちづくりの中で、旧町におきまして根幹を成すというふうな部分もございました。こういった中で、私どももその活用につきまして、できるだけ有効な活用をするべく努力をいたしておるところでございますし、先般の保健センターを保健福祉センターとして利用の拡大などもしておるところでございます。ただ、やはりこれから将来を考える上では、地元移譲や廃止ということを考えていくというようなことで、地元の皆様方とも協議を進めていかなければならないというふうに考えております。議員の皆様方にも、また、こういう状況の中で、ご理解やご協力も賜りたいというふうに考えておるところでございます。

また、そういった中で出ております指定管理者制度、この問題につきましては、まさに平成20年10月から加わったことございまして、この公共施設のあり方につきましての検討を重ねる中で、指定管理者制度の導入基本方針を定める中で328施設を対象にして、地元移譲、廃止、転用、指定管理者制度の新たな導入、直営などという、これについての分類を行ったところでございます。当然、定められた指定管理者制度の適正な運用に努めていかなければならないというのが、当然のことでございますけれども、今後、それぞれの施設の運用の現状、また将来についての展望、これは当然、管理経費や修繕等もかかるわけでございますので、この辺も十分精査しながら、より健全なものに努めていかなければならないというふうに考えております。この指定管理者制度につきましては、導入当初から大変なじまないというお言葉をよくいただきました。しかしながら、やはり定められた制度の中で、運営せざるを得ないという現状でございます。やっぱりこの辺あたりも十分に踏まえながら、よりよきものの施設のあり方、これについては努力していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げ答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（17番 村田 正夫君） まちづくりについてでございますが、市長自らの言葉としては珍しく夢の実現という言葉をお聞かせいただきました。本当にいい言葉だというふうに思います。しかしなかなか夢といいましても実現可能なものもあれば、本当に夢というものもございまして。しかし、私は先も言いましたように、本当は市民のために

なるこの経済的な基盤が整う安定というのは、市民のためにはなるんですが、なかなか市民というのは、そういうものでは満足しないという、そのやはり実態というものを、これはもう理事者である以上、これはもう避けて通れません、これは。その部分を持ち合わせておらないことには、為政者として、政治を司る者として、これはもうやっぱりなかなか厳しいことになってしまいます。ですから、やはり市民に夢を与える、それはさっきも言いましたように、待ってってくれ、待ってってくれ、辛抱、辛抱ではあかん、だからいつこうこうこうなった暁には、こういう数字になった暁には、こういったものをしたい、何かしたいという、やはりそういったものを示さないことには。子どもでも同じことです。明日なんぼ高いおもちゃを買うだろう、おもちゃを買うだろういうても、今、飴玉一つやったら泣き止むというのが子どもですので、やはりそういったことが私は、それと市民とを一緒にしたら失礼ですけども、やはりそういったものなんですよ。生き物であるということなんですよ。しかもそれにプラス具体的な、シンボリックな、例えば建物であったり、制度であったりというものをやはり示していくと。こういうことであろうかというふうに思いますので、我々も一緒になってやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひそういう夢ということを与えていくということをして2期目でございますので、ぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

総合振興計画の考え方、この構想、先ほど国の方向性を出しましたが、私は、これは義務を解かれたからといって不必要なものではないということやなしに、今までの策定の仕方から、これからは正に南丹市がやろうとしております市民参加と協働であったりというような、地域に根ざした、市民と一緒にやっていく、そういったものに変えなくては行けませんよという、私は方向性だというふうに思うんです。私はかつて、その総合振興計画の策定委員の一人でもありましたので、それに触れて質問した時に、その構想策定委員の追跡を私言うたはずです。振興計画の策定にかかわった人は、まさに応援団であるから、そういった皆さんをもっと使うべきやないか、活用すべきやないか、そういった皆さんにこういうことになっております、皆さんにつくっていただいた、そして議会で議決した構想について、計画はこういったことを考えておりますよということ、なんでそういうあちこちにあるマグネット効果のあるその人に、応援団をつかわないんですか。そういうことが私はもったいないというふうに思うんですよ、人材ですから。だからそういうことをやっぱり私はしていくべきだというふうに思うんです。この市民参加と協働についてでも、私はまず職員が率先と言いましたが、この協働という言葉は非常に難しいというふうに私は思います。私はこの4年間、議会の中で常任委員会を中心に全国に、全国というほどではありませんが、あちこちに視察行かせてもらった時に、必ず質問するのが協働とはどういうことですかと、どういうふうにとらえておられますかと、各地区全部答えの中身が違います。私は一番私になじむといいですか、いい答えをされたなと思ったのが、長野県でしたか、木曾町です。あこの職員さんです。あこは、私はおそらくしっかりされとると思います。あこが一番しっかりした協働につ

いての答えを出されました。まず職員が率先しないことには、職員が430人もおって、そして囑託も含めて700人近い人がおって、その人らが全部各地域で生活をして、農事組合、農林組合、公民館、婦人会、いろんなことにかかわるわけですから、私はそのことによって地域を知る、住民を知るということが非常に大事であろうと思います。市民の皆さんに市民参加や協働やというてみたかて、職員がまず率先をしないことには。私はそのために、例えば430人おる職員を南丹市に180ほどある行政自治区がありますが、その担当制にするというのも一つの方法だと思うんです。農協さんなんかは、その地区担当の職員が必ずおります。そして、地域に何かあったときに入っていく、それを具体的に提示もせんなんです、例えば月に2回配り物をします、南丹市からの。それを職員が持って各家に回るとかいうこともやっても、外へ出てその時間が無駄かもわかりませんが、また、得るものは私はあると思います。本人も勉強になるし、市民の皆さんも見方が変わってくるのではないかというふうに思います。まずは職員が率先、このことをどうぞ部内でしっかり考えていただきたいと思います。また米子市に、なかなかおもしろいことをやっておるなと思っておりますが、協働推進課というのがあるんですが、先ほど言いました協働というのはわかりにくいので、協働推進課の職員が中心になって、寸劇をやっておるんですよ。協働とはこういうものですよというのを劇で表して、みんなに市民に見せて。例えばこういうことが協働なんですよと、これは私なかなか素晴らしいと思います。そして職員も育つと思います。こういうふうなことを考えていただきたい。そして、先ほど言いました私、南地区自治会でございますが、別にそんなにほめるわけではないんですが、私はそやけど感銘を受けたんです。感心したんです。これ昭和59年にスタートをされとるんですよ。それまでは区長会やったんですよ。区会いうんですか、区会やったんです。それを自治会に変えようとされた。この発想も素晴らしい。何を原因に変えられたか、というのは、行政需要や地域要望はいっぱいある、しかし単年度では解決をしない。ですから1年任期の区長ではだめやということ、そのときにしっかり認識をされて、すでにその59年には3年任期にされております。しかし、今は4年任期になっておるようでございますが。そういったことを先を見越して、住民自らがそういった方向性を出しておられる。そのことを私は素晴らしいと思うんですよ。ですからそういうなんを見ておりますと、私は今、市が条例を制定して進めようとされておるこの市民参加と協働、やはりその旧村地域といいますか、旧地域、自治会単位で進めるのがやっぱりベターであるというふうなことをやはり痛感します。もちろんいろんな市民組織であったり、NPOでありますけど、それは、私は2番目、3番目、4番目、いわゆる優先順位としては下位にまだあると思います。まずは根幹の、幹と根っこの部分から手を入れないことには、順序が逆さまになります。そのためには、やはり地区、自治会単位でどうやっていくのかということを考えていく、このことを私は大事ではないかというふうに思っております。

次に、財政でございますが。粹配の話で、私は痛感をいたしておるのが、どうもこの

職員の皆さんが萎縮をしておる、言うても無駄やないかと。こういう空気が蔓延しておるように思えてなりません。皆さんが予算要望されても、どうもそこら辺あたりにおられる人が抑えると、誰とは言いませんが。そういうことがあるとね、先ほど言いますように、今、新市計画、新市をつくらなん時期なんですよ。そのつくるという大事なことを時期を失してしまうんです。形が定まらないままに、いわゆる低位安定とは言いませんが、安定した形を求めるということになってしまうんです。まだぎざぎざでええんですよ、でこぼこで。ですから、そのことをやはり十分考えていかないことには、職員モチベーションが上がリません、こんなんでは。言うたかて無駄やと。だから言わない、考えない、言われたことを淡々としとったらええのやないかと。こんな職員になってもたらね、これはもったいないことになります。いくらあちこちで、今年もやられたようですが、勉強会をして、学習会をしていうても、とてもとてもそんなものは身につけませんし、形がまず整っておらんのですから、頑張れる形が。

合併特例債でありますけれども、造成した基金は将来の備えにされるのかなというふうに思うんですが、この辺の基金造成については、今、検討していくということでございますので、一応、庁舎の問題であったりとか、いろんな目的基金というようなことがあろうかと思えますけれども、とりあえず算定替えの間の6年が勝負ですので、この間に4億ずつやっても24億円、具体的な数字は多分出ると思うんですよ。ですから、そういったものは将来の備えなのかどうなのか。特に過疎法の問題、これ6年間延長されました。今回の特長はソフト事業ができるということで、なおかつ基金を使ってつくって地方債を充当できるという、非常におもしろいといえますか、使い勝手のええ形にはなっておりますので、これとても基金というような形ができるというふうに思うんですが。この6年というのが、また悩ましいですし、しかもこのソフト事業というのがまた悩ましいと思うんですよ。今回は、確かに国民的合意は得られたかもわかりません。というのは、際立った、目立った否定的な議論は国民の中でも、また都会のほうでも、またマスコミでもなかったです、この6年延長について。しかし、場合によっては、今回の結果とか成果によっては、6年先、失効する可能性はあります。これは新法ではありませんので、継続した法律ですので。やはりそういうことの心配があります。もう一つの悩ましいというのは、ソフト事業。確かにもっと正確に言えば非ハードというたほうがええと思うんですが。非ハード事業であった場合に、将来世代に必ず負担が残るんです、過疎債であったら3割が。その負担を求める公債であるということは、その将来世代に便益がほとんど及ばない可能性があるんです、このソフトでは、非ハードでは。例えば箱物であったり、道路であったりというようなハードであるならば、将来のいわゆる負担世代といえますか、将来世代にその便益が及びます。そういう問題も、やはりこれはやっぱり隠さずにきちっと議論をしていくべきだというふうに思うんですよ。しかし、私は、この過疎地にされておるということについては、大いに過疎債とこの合併特例債、どちらもやはり使うべきだと。私は調べておりますのでは、どうもこのソフト事

業で660億円、単年度でございますが、ソフト事業の上限枠があるようでございますので、単純計算でいきますと全国で8,500万ぐらい一自治体にあるようでございます。最低の相当小さい自治体でも3,500万というふうに聞いておりますが。そういったことですので、ソフト事業に8,500万というたら、相当大きい数字です。ですから私は、これは過疎計画、この計画を立てる段階から勝負だというふうに思うんですよ。6年間うまくやれるか、そして失効にならずに継続されるかというのは。そのためには、単なる今までみたいな策定の仕方ではなしに、非ハードですから、我々が南丹市がこれからやろうとしておる住民参加と協働を、まさにこの策定で使っていく、やっっていく、そういった生きたといいますか、足が地についた計画を樹立する、そのことが私、この6年間でのこの新しい過疎法のこの部分が生きるか、生きないかということに、私は大いにつながるだろうというふうに思っております。しかしそうすると、ネックがあるのが、時間がかかるということなんです。私は国もこれは考えてもらわなあかんと思うので、市長もちろんですけども、いろんな東京なんか行かれる機会に過疎計画を、新しい過疎計画を立てるのには時間がかかるんだと。だからこの22年度については、何らかの形で運用とか、違った形での救済措置が私はなくてはだめだというふうに思うんです。やはり国に向かってこのことは言ってほしいと思います。そうでないことには、慌てて慌ててね、形はつくれますよ、しかし。しかし、私言いますように、6年間、今で10年間やったんが6年間にされたということも踏まえて、その成果が継続されるかどうかという瀬戸際に立つと、そういった厳しい過疎法であるということを考えてときに、やはり計画段階からどういう新しい形での計画樹立をしていくかと、このことが私は勝負だと思いますので、今議会終わりましたら早急にされると思いますけれども、足が地についた生きた、私は過疎計画を策定いただき、そして、併せてできる限り私は、時間の猶予を国に求めるべきではないかというふうに思っております。

2回目の質問とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁を申し上げます。まちづくりにつきまして、まさに満足という、市民満足度というふうな表現がございますが、まちづくりを進めるにあたっては、やはり市民の皆様方に満足いただけるというのは、行政にとってのひとつの大きな課題であるというふうに認識しておるところでございます。ただいま、ご指摘のいただきましたように、この総合振興計画の樹立にあたりまして、ご尽力いただきました、それぞれの委員の皆さん方、また今回、市民参加と協働の推進に関する条例を策定するにあたりまして、諸法の検討いただいた、それぞれの委員の皆さん方からも熱い思いをお聞きしております。これからの推移を十分に見守っていきたいし、我々もそういった中でどのように力を合わせられるのかということもおっしゃっていただいております。このことを十分踏まえながら、お力もお借りしたいというふうに考えておるところでござ

います。

また、こういった中で協働、この部分というのは、本当に私もこの条例を制定するにあたり、この言葉というのが大変難しい言葉であるというのは認識しております。しかしながら一般的にこの協働というのが、ほぼ定着した言葉であるということで、この協働という言葉を使わせていただきました。当然、今ご質問にありましたように、行政職員はじめとする市職員がこの協働ということについて、どのようにとらえるのか、またともに働くということがどういうことなのか、ということを経行政の一員として十分に理解をしなければならないし、まさにこれが動かなければならないわけでございます。こういった中で先般も職員研修におきまして、この仕組みづくりに携っていただいた専門家の方、そして市民代表の方にお話をお聞きする機会を設けました。やはり職員が主体となってこのことを理解していくことが、市民の皆様方にもご理解いただく、こういうようなことが肝心だという思いで開催いたしましたところでございますし、これは1回限りで終わることではなく、これからそれぞれ実施計画を進める、また実際の取り組みを図っていく中でも市職員、もっともっとレベルの高い関心をもって取り組んでいただけるようなことを実施していかなければならないし、市職員がそれぞれ我が身として、この協働ということをもって、行動していくことを期待いたしておるところでございます。

そしてまた旧村、旧町、それぞれの自治会をはじめとするそれぞれの組織というのが肝心だというご指摘でございます。私もそのとおりだと思っております。そのほか、商工会さん、それぞれの地域における老人会さん、婦人会さん、それぞれの既成の組織があるわけでございます。そして、こういった皆様方がまさに地域社会、そして、それぞれの課題に対してのお取り組みを熱心に行っていただいとるわけでございますので、これをNPOの皆さん方とどう差をつけるとかということではなく、こういった既成の団体の皆さん方のお取り組みに対しましても、やはりこのことは、これまでの大変なご実績があるわけでございますし、この方々とともにやっていくということも大変重要なことだと思っております。ただ、新たなる課題の中でNPOの皆さん方や、それぞれのサークルの皆さん方がお取り組みをさせていただいておるといふ、新たなる芽生えもあるわけでございますので、こういった皆様方との連携も強めていく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

また財政問題につきまして、ご意見を賜りました。

職員が萎縮しとるのではないかとというようなことでございます。こういったご意見、十分私どもも深く受け止めながら、まさに市役所自身も活性化していく必要もありますし、また今様々なご指摘をいただいたことも踏まえながら、これからの行政運営、また財政の考え方につきましても内部的にも十分論議をし、市民の皆様方にご理解をいただけるような体制づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

また過疎債の問題、これは実は一昨年から、まさにどないなるのやというふうな状況

の中で苦慮いたしてきたところでございます。合併特例債10年、また過疎債がもうすぐ切れるという状況の中で、それぞれ有利な条件の中で活用していくということを考えるのが、やはり財政運営上必要である。ただ過疎債がどうなるやというふうな形の中で、困惑いたしておった時期もありました。ただ、こういった中で、6年という形が決まりました。そして新たなる今、ソフト事業ということになりました。大枠の中で計算してみますと、今ご指摘のいただける平均8,500万ぐらいのことになるのではないかと、いう試算はあるわけですが、実際にこの6年間で、これがどのような活用ができるのかということは、まだ明確なことは示されておりません。そして今、早期に充実をするのでは難しいのではないかと、いうご指摘でございましたが、ただ、やはりこの法律によりますと、夏の間京都府の指針、計画が出た場合、そこに合わせた形で過疎計画を組んでいかなければいけない。そして、それを掲げなければ、22年度の起債はできないという形になってくるわけでございますので、そういうことを見定めた上で、それぞれ検討せざるを得ないという現状はあります。そしてまた、このソフト事業のあり方、持っていく方、これがどのような形で定まっていけるのかというのが、これから都道府県での論議の中でも、我々も今、関心を持っておるところでございます。もちろん将来に渡って、ハードだけではなかなか難しいということで、このソフト事業が入れられたというふうに考えるわけでございますが、ただ、ソフト事業というのはご指摘のいただきましたように、将来に渡って、どのような効果があるのかというのは、大変難しい部分もございまして、そういうようなことも考えながら、より有意な施策となるようにこの制度を活用していかなければならないと思っております。

また合併特例債の基金造成につきましては、ご指摘のとおりでございます。まさにこの有利な条件の中で活用する中では、基金造成という問題もひとつの形として、どのような活用をしなければならないのか、これも期限がもう同じく6年というふうなところでございまして、十分この辺も財政計画も含めて、勘案していかなければならない大きな課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、様々な課題のある中でございますけれども、市民の皆さん方が元気をさらに持っていただく、そしてまた、それぞれ今あるそれぞれの資源、そして市民の皆様方のお力がさらに強まるように、こういった行政を目指して努力をしてみたいと思っておりますので、今後とものご指導や、また、ご意見も賜りますことをお願いいたしまして答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（17番 村田 正夫君） もう質問ではありませんが。今回、施政方針演説はなかったわけですが、提案理由の中で前例踏襲では、この局面を打開することはできないという言葉がありました。私、これもいい言葉だなというふうに思っておりますし、おそらく市長の言葉ではないかというふうに思います。私は今、非常に厳しい、本当に厳

しいというよりか、変革の時期だということを思って、頭の中ではもう幕末というような思いを持っております。NHKでは龍馬がいくというのを今やっておりますが、まさに稔納がいくと、こういう気持ちで、ぜひ頑張ってくださいをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 以上で、村田正夫議員の質問が終わりました。

○議長（井尻 治君） 本日は、この程度といたします。

明日、6月11日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さんでございました。

午後2時23分散会
